

平成 31 年度第 7 回東久留米市子ども・子育て会議  
会議録（全文筆記）

開催日時

令和元年 11 月 27 日（水） 午後 7 時 00 分～午後 10 時 20 分

開催場所

東久留米市役所 704 会議室

出席者の氏名

- (1) 委員 齋藤利之委員 釜義満委員 清水唯史委員 田中一郎委員  
金野博志委員 池邊照彦委員 荒井友香委員 平見歩委員  
鹿島洋子委員 大山裕美委員
- (2) 事務局 子ども家庭部長  
子育て支援課長  
児童青少年課長  
健康課長  
保育・幼稚園係長  
施設給付係長  
子ども政策担当主査  
子ども家庭支援センター主査
- (3) オブザーバー（コンサル） 株式会社総合企画

欠席者の氏名

新倉南委員 青山ひとみ委員

会議の議題

- 1 開会
  - 2 子ども・子育て支援事業計画作成スケジュールについて
  - 3 確保方策（案）について
  - 4 東久留米市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
  - 5 その他
  - 6 閉会
- 1 開会
- ・会長
- それでは、定刻となりましたので、ただいまより、平成 31 年度第 7 回東久留米市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は、青山委員と新倉委員が欠席する旨、事務局に届いております。また、〇〇委員と〇〇委員におかれましては、少し遅れてのご出席ということでご連絡をいただいております。皆様におかれましても、本業がある中、また、色々な事情がある中、会議にご協力、ご調整いただきまして、改めて感謝を申し上げるところでございます。ありがとうございます。本日、〇〇委員が、先ほど少し遅れてのご到着という話をさせていただきましたが、1回目、2回目の委員会のほうにご都合で出席されておられませんので、お越しいただいたところで簡単なご挨拶をいただきたいというふうに思っておりますので、あらかじめご了承のほど、よろしくお願いいたします。それでは、事務局、お願いいたします。

#### ・事務局

まず、前回いただいたご提案について事務局にて検討しましたので、その結果についてご報告させていただきます。

まず、資料の配付方法についてでございます。前回の会議で配付した資料をそのまま次回の会議で使用する場合については、改めて配付することなく、資料番号の訂正等をご説明させていただくこととさせていただきます。すでに配付した資料について一部訂正などが生じる場合につきましては、その訂正の内容や範囲などにより事務局にて判断をさせていただければと思います。

次に、本会議の議事録の公表方法についてでございます。本会議と同じような形態の会議体がいくつかございますが、調べた限りその全ての会議体で、議事録の公表については現状の本会議の公表方法と同じく「委員」といった記載で行っていることを確認しました。理由としたしましては、「発言しやすい環境を確保するため」といったものが考えられます。当会議におきましても、公表に当たってはこれまでどおりの方法とさせていただくことといたしました。以上でございます。

#### ・会長

はい、ありがとうございます。事務局より、まずは前回ご提案いただいた2点についてのご報告をいただきました。ありがとうございます。ここまでのところで、何かご意見ございますか。はい、〇〇委員、どうぞ。

#### ・委員

僕が参加し始めてから、今日3回目の出席で、3回とも会議に来ていらっしゃらない方がいらして、会議体として欠席の、会議が成立する、しないの人数の要件の話は、定数の話は知ってるんですけども、連続して来ない方ってどういうふうに理解したらいいんですか。市民に対して責任ある立場として仕事を引き受けている訳ですよ。1回とか2回、休まれるというのは理解できるんですけども、3回続けて休まれるというのは、会議体として適切なものなんだろうかというのが一つ目。二つ目は、議事録の名前を公開していないという事実は分かりました。で、理由もおそらく発言しやすい環境というのがある訳ですよ。でも、その発言しやすい環境の代わりに、議事録を誰が読むのかということを見ると、議事録を読むのは、この会議に出てない人が読むわけですよ。その時に、誰が発言したかによって文脈が全然変わる訳ですよ。その文脈が変わるにも関わらず、発言者

の名前が伏せられているということは、会議の話し合われた趣旨を理解する機会を逸するのではないかなということに僕は思ってるんですね。それで、これは〇〇さんに伺いたいんですけども、子ども・子育て会議として、市に対して正式に議事録に名前を載せるかどうかという要請は出せないものでしょうか。それが二つ目。三つ目なんですけれども、10月の子ども・子育て会議の議事録って、皆さんまだ配付されてないんですよ。確認のメールが来たのが先週の金曜日で、今日までに確認して返してくださいってという話で、公開されてないんですよ。あれ、これ傍聴者がいる場合ってどうしてたんでしたっけ。

・会長

議事の始まりからです。これは議事の前です。前回ご報告いただいたことに対する事務局からの回答で、今、始まっているので、傍聴が入っていただくタイミングはこの後になります。

・委員

僕の発言は議事録に残るんですか。

・事務局

議事録としては残ります。

・委員

残るのであれば、これも会議として、議事録が次回までに発行されてないことってあり得るんですかね。発行されてないんですよ。我々は、出ている人は何となく把握してますよ、前回。例えば、〇〇さんとか前回出てないじゃないですか。で、金曜日に送られてきてるんですよ。傍聴に来ていらっしゃる方、いる訳ですよ。あるいは、市民の方がいらっしゃる訳ですよ。なんでこういう事態になってるんですかっていうことと、これに対してすごく強い抗議を覚えていますので、これも会として、こういうことが決してないように是正をしていただけるように、〇〇さんからきちんと要望を出していただきたいというのが三つ目です。

・会長

はい、ありがとうございます。私の方から、まず一点目に入る前に、大変恐縮でございますが、会議として行っているので、一応私も責任がある立場で発言をさせていただいているので、できれば〇〇委員におかれましても、〇〇さんであるとか、なんとかさんという表現に関しましてはご配慮いただければなというふう思っておりますが、いかがでしょうか。

・委員

それは好みの問題というか。僕はその…。会長って呼ばれたいんですか。僕は別に〇〇さんでも〇〇委員でもどっちでもいいんですけども。

・会長

呼ばれたいという訳ではなくて、それぞれの委員がいわゆる責任ある立場で…。

・委員

別にその、役職がなくなったからって責任が軽減されるとは、僕は思わないですけど。

・会長

そんなことは私も思っておりませんが、一応この場としては、そういう正式な場でありますので。

・委員

皆さんも同じ考えなんですか。委員とか会長とか付いてないと嫌なんですか。正式な場としてみなされないんですか。そこは議論するところじゃないと思ってますけど。

・会長

私もそもそもそこまでとは思ってませんけれども。

・委員

だったら、上げなくていいんじゃないですか。

・会長

いつも〇〇委員のほうから…。

・委員

じゃあいいです。そうします。

・会長

続きまして、3回欠席をされている委員の方についてでございますが、従前よりこの子ども・子育て会議に非常に多大なるご尽力をいただいている方でございます。とはいうものの、本当にご自身のご体調の問題でございます。本人ももちろんお休みしたくてしている訳ではないことをご理解いただきたいというふうに思っております。ご体調の部分においてでございますので、事務局を通じてご欠席の委員の方々におかれましては、その後、コンタクトを取り、ご出席いただけるような形でお話を進めているところでございます。本日もあいにく、本当にご体調の面で苦慮されてご欠席というところでございますので、その点ご理解いただければというふうに思っております。

それから、二点目でございますが、議事録の部分におきましては、これは事務局からお話しいただいたご提案がそのままというふうに思っております。確かに委員のお名前を書くというご提案をいただきましたけれども、そのようなことがなくても、委員の方におかれましては、責任をもってご発言いただいておりますし、先ほど文脈が変わるというご発言がありましたけれども、私自身はそのようには考えてはいないんですけども、ほか

の委員の皆様はいかがでしょう。

・委員

音がこもっていたのでよく聞き取れなかったんですけども、事務局のほうからは議事録の名前が公開できない理由は、これまでのほかの委員会の議事録にはなかったということだけだったんですか。ほかに何か色々説明があったんですけど、私はちょっと聞こえなかったんです。

・事務局

主な判断理由といたしましては、市でやっているほかの同様の委員会での議事録のあり方、それからその理由といたしましては、発言しやすい環境を確保するためということが考えられるということで、申し上げたところでございます。

・委員

名前が出ないほうが発言しやすいのだというような意見が寄せられているのでしょうか。

・事務局

例えば、個人の、自分のお話しをされる場合だったりとか、もしくは近所の人から聞いたお話しをする場合、そういったことも一つの知見として提示していただくことがあろうかと思います。そういった際に、やはり名前が出る、インターネットでも公表される、それがデータとしてずっと残る、そういうことを考えれば、やはり二の足を踏むということは当然あり得ることかというふうに考えております。以上でございます。

・会長

はい、〇〇委員、どうぞ。

・委員

私が伺いたいのは、そういう声が寄せられているのでしょうか。名前が出ると発言しにくいという意見が寄せられているんですか。私たち、この前、議論した時に、そんな意見は私の記憶ではあまりなかったのです。

・事務局

ほかの会議の状況を調べてくるということでお返事をさせていただいて、調べて参った結果と、その結果として考えられる理由としてお話しをさせていただいた、そういうことでございます。

・委員

なかったということですか。

・事務局

どの会議においても、公表に当たっては、今の子ども・子育て会議の公表と同じ仕方をしているということの理由から想定するにあたって、そういったところを大切にするために今の方式で公表している、そのように考えたところでございます。

・会長

〇〇委員、どうぞ。

・委員

私個人の見解ですけれども、おそらく昨年度、前回のということではなくて、前回、前々回よりも前の議事録を見ていただくと、教育委員会に身を置く立場として発言をすることが多かったので、おそらく委員の名前が出なくても、読む人が読むとこれは教育委員会にいる人しかしゃべれないなという項目が私の場合は発生するので、実はほとんど名前が出ているのと一緒にだったりします。ただ、私自身も他の会議体という意味において、いくつかの会議体に出ていて、委員の方から特に名前を出してほしい、出してほしくないということがなくても、どうしても教育や子育てに関わるということのは個人の知見を話されるケースがあるので、やはりそこは慎重の上に慎重を重ねるという意味において、あえて委員の名前を出さなくてもいいのかなという見解を個人としては持っています。実は、個人的には、ここに重点を置くよりは、ぜひ傍聴の方がいらして中身に入りませんかという気持ちがあるので、早急に見解を示したほうがいいだろうと思って、ぜひほかの方々の意見も聞いてお決めになったらいいんじゃないかと思うんですけど。どうでしょう。

・会長

ありがとうございます。〇〇委員、いかがでしょうか。

・委員

私も特にどちらかということはないんですけれども、どちらかといえば特に公表する必要はないかなと。先ほど〇〇委員がおっしゃったとおり、読む人が読めば誰の発言かというのはおおよそ見当がつくというのもありますし、中身に早く入ってほしいなという思いがあります。以上です。

・会長

〇〇委員、いかがですか。

・委員

名前の公表に関しましては、私としては伏せていただきたいなという気持ちのほうが大きいです。それはなぜかという、今、こういうご時世ですから、私もこの場でそう過激な発言をすることもそうはないとは思いますが、名前が特定されてしまいますから、そうすると、例えばそれで誰かが家に訪ねてきたりとか、そういうことになったら怖いなという思いはあります。それから、さっき〇〇委員がおっしゃっていた、文脈が変わると

いうことに関して、そう言われた時に、それってどういうことなんだろうなというふうに思いました。なので、あまり別にそういうことはないんじゃないかな、文脈は変わらないんじゃないかなっていうふうに思いました。

・委員

いや、文脈が変わるといのは、言い方を変えると、〇〇委員や〇〇委員がおっしゃったように、これが誰が発言したのか分かるっていうことなんですよ。

・委員

そうですね。

・委員

そうですね。だから、そういうことです。で、読む人が読めば分かるっていうか、議事録は読む人が読めば分かるっていう人以外も読むじゃないですか。私の意見だったら読めば分かるよって〇〇委員がおっしゃるんだったら、載せてもいいんじゃないかなと思うんです。あと、やっぱり我々は選ばれて、それを受託してここに来てる訳ですよ。だから、誰の発言かってすごく大事というか、引き受けた以上、自分の発言に責任を持って、それは選んだ人に対してもそうだし、市民に対してもその説明を明らかにする、自分の立場を明らかにするっていうことがすごく大事だと思うんですよ。自分の名前が出ることによって発言が抑えられるようなことがあるんだしたら、そもそも引き受けたらいけないんじゃないですかね。

・会長

よろしかったら、何かご意見ございますか。

・委員

私も一応引き受けた以上は、責任を持って会議に出席して、発言をするつもりで参加させていただいています。ただ、〇〇委員が言ったように物騒な世の中なので、こんなこと言ったんじゃないかみたいに言って攻撃されるっていうことも、ちょっと頭の片隅にあることは確かです。それで、公表するに当たっては、別に言っちゃいけないこととか、それによって攻撃されるとは思ってないですけども、やはりこの時世を考えると名前は伏せたほうがいいのではないかと私は思います。

・会長

はい、ありがとうございます。はい、〇〇委員、どうぞ。

・委員

前回、私は採決に関わって名前を出したほうがいいんじゃないかということを提案したので、その立場からなんですけど、この場は秘密会議ではないので、この前も申し上げましたけれども、まあ今はたまたまいませんけれども、私も傍聴してた時もありますけれど

も、市民であれば来て見れる会議ですよ。だから、そもそも秘密ではないので、誰が何を話したかというのが分かる仕組みになっているんですよ。聞いた人がメモして伝えれば分かるんですよ。大事ななと思っているのは、ここで確保方策を決めて、私は学童の保護者の代表で来てますけれども、保育園や学童に入れなかったりすると。保育園の場合は特に深刻ですけど、入れない場合は、場合によっては仕事をやめたりとか、人生変わるんですよ。それだけ大事なことを決めるということになるので、そんな大事なことを決めている会議の中で、誰が決めたのかと、誰がその時賛成したのかと、市民として非公開でない会議だったら知りたいと思うんじゃないかと。前回も申し上げたのはそういう趣旨なんですけど。だから、元々秘密になっているような会議であればもちろん分かります。そういうセンシティブな議論をするところだから名前も伏せない。そういうテーマの議論もありますもんね、市の仕事では。だけど、ここで決めるのは個人情報を取り扱うとか、そういうような全く市民に知らせてはいけないような重要なことを議論する場ではなくて、市民の、子育て世帯の人生に関わることを決める時に、皆さん責任を持って来ているということは皆さんもおっしゃっている訳ですから、やっぱり名前を出てもそんなに不都合があるんだろうかなというのが私の思いなんですけど。

・会長

はい、ありがとうございます。

・副会長

お二人の委員のお話しはよく分かります。よく分かるんですが、この中にやはり No と言われている方がいるので、それは尊重してあげていただきたいと思うんですね。前の議事録は名前が出てなくて、今日から変えますって言った時に、そんな話は聞いてないと。じゃあそれが責任があるのか責任がないのかっていう、今の考え方はよく分かりました。ただ、それぞれが思っていることは、またそれぞれの思っていることなので、それはお互いを尊重して進めないとは私はいけないと思うので、一方がこうで一方がこうだと思うんですが、今のところ No とおっしゃっている方がいるので、わたし的にはそれで記録しないでもいいんじゃないかなと思います。

・委員

私は〇〇委員がおっしゃったことも一理あるなと感じたので、追加提案をさせていただきたいと思うんです。少なくとも、今回公募の委員に関しては、名前が公表されることを前提とした公募だったのかというと、そうではなかったんじゃないかと思うんです。議事録に名前が残るということが明記された公募でなかったと思ってるんです。間違っていたらごめんなさい。であれば、私は〇〇委員のおっしゃることや〇〇委員のおっしゃることも、一定程度納得できる部分もないではないので、例えば、今日はできれば私は中身に入りたいんです。さっき申し上げてしまったんですけども。例えば、この今期のスケジュールが最後までいったところで、改めて次期の子ども・子育て委員の募集において、議事録に委員名を出すべきではないかというところをもう一度このメンバーで議論して、提案してっていう形で、そこで検討すればいいんじゃないかなと。そこで、事務局に申し

入れても、事務局がどう判断されるかは別ですけれども、会長に伺いたいんですが、例えばそういう形っていうことであれば、名前を出されるということをお納得した状態で公募の方が入ってくると思うので、一つの考え方としてあるんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。ほかの委員の方にもぜひ考えを伺いたいです。

・委員

次のこの会の会議は2年後っていうことですか。

・委員

申し訳ありません。スケジュール上、何年後になるか何か月後になるかというのが分かっていなくて、私は公募の条件として、そもそも入れればフェアだなと感じたので発言しました。そこが明確じゃない状態で申し訳ありません。

・会長

公募は2年毎に委員が変わりますので、いわゆる充て職と言われる各組織から来た方以外は、基本的にはそのような形になります。それとですね…。

・委員

もしそれが条件なのであれば、公募の方だけ名前を伏せたらいいんじゃないですか。なぜなら、ほかの、今、会長がおっしゃいましたけど、充て職というそれぞれの団体を代表して来ている訳ですよ。読み手は、この人がどの団体を代表してるんだということもある訳ですよ。でも、名前が載っていないのは公募なんだと理解できるわけですよ。もし、〇〇委員がおっしゃったのが条件なのであれば、僕は全然構わないと思うんですよ。但し、公表を条件にするのであれば、ほかの団体、あるいはそのバックグラウンドを背景にしている人からしてみれば、それは当てはまらないですよ。

・会長

ちょっと前提なんですけど、議事録の件もあるんですけど、そもそもこの子ども・子育て会議に選ばれた時点で皆さんのお名前は載っています。載っているんで、委員が誰かということはその名簿を見れば分かります。まずこれが大前提にあるんですね。その上で、今、皆様から色々な意見をお聞きしたところでございます。例えば、今、〇〇委員のほうはいわゆる充て職、充て職という表現が正しいかどうか分かりませんが、その中においても、〇〇委員においても、副会長においても反対を表明している訳ですよ。それが、〇〇委員が言うように、じゃあはこっちはやらなくていい、こっちはやりましょうという訳にはならないというふうに思います。ですので、先ほど来、本日も議題も多数ございますので、ここは皆さんからご意見を頂戴したところでございますので、誠に恐縮でございますが、挙手にてお名前の可否について伺いたいです。

・委員

〇〇さんの言っているのは変形バージョンですけど、名前を出していいっていう人は出

したらいいんじゃないですか。出したら駄目だっていう人は出さない。その決定で行くと、私は学童の保護者の代表で来ているつもりなんですけど、連合会から推薦があって。〇〇は何やってるんだと。自分たちで伝えますけど、ネットには載らない訳です。でも、出していい人は出す、出して困るという人は出さない。とにかく、出してもいいと言ってるのに、無理矢理あなたの意見は駄目だからとにかく出さないでっていうふうなことの決になると、それはちょっとどうかなと思うんですけどね。

・会長

逆に言いますと、出してもいいという方がいるのに出さない方がいた場合に、なぜ出さないんですかっていうことになる。

・委員

それは理由を説明されたらいいんじゃないですか。

・会長

どこで説明されるのでしょうか。

・委員

ホームページで、名前を出さないところはそういう理由でっていうことで。別にその理由はそういう理由なんだから、それで。

・委員

議事録が誰のものかですよ。例えば、僕であれば、保育園の保護者が議事録を読む訳ですよ。それで、〇〇さんの発言はどれですかとか聞かれる訳ですよ。それじゃあ、教育委員会の人も入っているけど、その人の発言はどれですか。読む人が読めば分かるっていうのはこっち側の都合であって、読み手の都合じゃないですよ。そもそも議事録って誰のために公開されてるんですかって。市民がそれを読んだ時に、内容を把握するためですよ。

・委員

議事録に書いてあって、例えばこの会で決定したことは、誰がどんな意見を出したのかっていうことが大事なじゃなくて、会として何を決めたかっていうことだと思うんですよ。で、結果においては、反対意見を言った人でも、賛成意見を言った人でも、会でそれが決まったということは、この会がそれを支持したということに最終的にはなると思うんですね。その中で、この意見は誰が言ったとか、反対は誰がしたとかっていうことを問題にすること自体がおかしいと思います。会として成立させようと努力している訳で、誰が言った、俺が言ったからこうなった、あなたが言わなかったからこうなっちゃったっていうことを外部に言われる筋合いのことではないと思います。だから、結果から言うと、名前を書くことに意味はないと思います。

・会長

皆様からの、一定程度のご意見をいただいたところでございます。遅れて来られた〇〇委員におかれましては、ちょっと今の議題がどういう状況なのか分からないと思うんですけども、斟酌していただきまして、内容といたしましては、会長、事務局以外の方々の発言に関しては、前回の会議において「委員」という名前でいいのか、それとも個人名を出すべきなのかというご提案があったところでございます。それに対する皆様のご意見をいただきました。

それでは、誠に申し訳ございませんけれども、お時間のほうもありますので、ここで多数決をとりたいと思います。当委員会におきまして、個人名を出すことに賛成の方、挙手をお願いいたします。ありがとうございます。反対の方、挙手をお願いいたします。

(賛成2名、反対7名)

ありがとうございます。結論としては、反対意見ということでございますが、引き続き各委員におかれましては、ご発言等に関して責任を持って発言することには一切変わりはありませんので、その点だけご留意していただきたいというふうに思います。

それでは、三点目のところの部分で、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

・事務局

議事録のほうが本日まで公開をされていない件についてでございます。こちらについては大変申し訳ございません。そもそも今回、まさにこの件についてご提案をいただいたところでございまして、まずはこの会議でご報告をさせていただいてから公開をするべきだという判断から、公開を見送っていたところでございます。次回以降につきましては、できるだけ早い段階で公開をするように対応して参りたいと考えております。以上でございます。

・会長

事前資料の配付等に関しましても、引き続き、ほかの業務もある中だと思っておりますけれども、頑張って準備していただきたいというふうに思います。

・委員

であればですよ。なぜ先週の金曜日に、我々メンバーに対して確認の資料が送られてくるんですか。それはもっと前でしたよ。9月の議事録の確認は1週間後ぐらいに送られてきましたよ。もしそれが本当の理由だったら、送られてくるタイミングがもっと早い訳ですよ。公開の時期が遅くなるのが、よしんばそうだとしたらそれは理解できますよ。そもそも我々に配られるタイミングが遅いじゃないですか。よく分からないですよ。説明の辻褄が合いません。ご回答はいりません。

・会長

資料等につきましても、従来より申し上げておりますとおり、ほかの業務もある中でございますが、委員の皆様にご時間をとっていただき、こういった活発な議論をさせていただいておりますので、鋭意努力していただきたいというふうに思います。

それでは、事務局より、本会議での議題内容等につきまして、ご説明をお願いいたします。

・事務局

それでは、私のほうから本会議での議題内容等につきまして、ご説明をさせていただきます。なお、本会議は議事録作成のため、会議の内容を録音させていただいておりますので、ご承知おきください。

本日の議題内容については、お手元に配付させていただきました次第のとおり、2「子ども・子育て支援事業計画作成スケジュールについて」、3「確保方策（案）について」、4「東久留米市子ども・子育て支援事業計画（素案）について」、5「その他」でございます。以上でございます。

・会長

それでは、これから本議題に入りたいと思いますが、〇〇委員がお越しいただきましたので、議題に入る前に、皆様に簡単に結構でございますので、一言ご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

・委員

ただいまご紹介いただきました、遅れて来てしまって申し訳ございません。小平児童相談所の所長をしております、〇〇と申します。本年の4月から、所長ということで務めて参りまして、この会議、なかなか全部参加できていなくて大変心苦しいんですけども、本日は参加させていただいて、議論のほうに参加したいというふうに思っております。また、日頃からこちらの児童相談所についてはご協力もいただいておりますし、この議論の中でも出てくるかと思っておりますけれども、ご意見を参考にさせていただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

・会長

〇〇委員におかれましては、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、本日傍聴の方はいらっしゃいますでしょうか。では、お通しください。

それでは、傍聴の方が着席されましたので、事務局のほうから、配付資料の確認をお願いいたします。なお、傍聴の方におかれましては、東久留米市子ども・子育て会議条例運用基準に定められております傍聴人の遵守事項を留意していただき、議事に批評を与える、または拍手その他等によって可否を表わさない、騒ぎ立てるなど議事を妨害しないことをお守りいただきたいというふうに思います。それでは、事務局よろしくお願いいたします。

・事務局

では、配付資料について確認をさせていただきます。事前に配付させていただきました資料は1点となります。資料2「第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画（素案）」でございます。事前配付資料については以上です。なお、資料1「子ども・子育て支援事

業計画における確保方策（案）」につきましては、前回会議で配付した資料2「子ども・子育て支援事業計画における確保方策（案）」と同内容のものとなりますので、前回会議にて配付の資料2を今回の会議資料1と読み替えていただければと思います。前回会議資料につきましては、机上の黄色のフラットファイルに綴じてありますので、ご参照ください。

配付資料の確認につきましては以上です。

・会長

はい、事務局から資料等について説明がありました。資料に不足等ございましたら、挙手にてお願いいたします。今までは、別で机上のほうに配られていましたが、今はこの黄色のファイルの中に入っていますよというご説明ですね。はい、どうぞ。

・委員

事業計画の素案があるじゃないですか。これ、10月に配られたものから加筆されたと思っ  
ていいんですか。たぶんページ数が変わっているので、ページが足されて。これ一通り  
読んだんですけど、ほかに何か違いがあったら教えていただきたいんですけど。

・会長

後ほど、この素案につきましては皆さんからご意見をお聞きするところでございますので。

・委員

資料の確認の段階で、前回の資料との差分は何ですか。内容について聞いている訳  
じゃなくて、資料の差分について聞いているんですけど。それも後ですか。

・事務局

後でまとめて聞いていただいたほうが分かりやすいと思います。

・会長

あるということですよ。

・事務局

あります。

・会長

まずは、結論としてはあるということになります。

## 2 子ども・子育て支援事業計画作成スケジュールについて

・会長

それでは次に、次第2「子ども・子育て支援事業計画作成スケジュール」についてでござ  
います。事務局、よろしくお願ひいたします。

#### ・事務局

それでは、次第2「子ども・子育て支援事業計画作成スケジュール」についてご説明をさせていただきます。

机上の黄色のフラットファイルの青い付箋が貼られている資料をご覧ください。「子ども・子育て支援事業計画作成スケジュール」でございます。

こちらは、かねてより配付させていただいている資料でございますので、既にご承知おきいただいているところかと存じますが、本日の会議が第7回ということで、事業計画（素案）の検討をお願いするところでございます。本日ご審議をいただく素案により、パブリックコメントを12月16日～1月6日の期間にて実施する必要がありますので、改めてご確認させていただきます。その後、パブリックコメントを経た答申案について、12月、1月の会議でご議論いただき、1月に答申案をご提出いただくといったスケジュールでございます。これまでもこのスケジュールを念頭にご議論をいただいていたものと理解しておりますが、改めてご確認をさせていただいたところでございます。なお、本日中に事業計画（素案）に関する取りまとめを行うに当たりましては、本日の審議時間が21時まででございますので、おおよそ2時間の中でご議論をいただく必要があります。既にちょっと30分経過しておりますが、確保方策についてもまだご意見をいただくようでございますので、この2つの議題で90分程度を目途にご議論いただくこととなります。すでに確保方策については8月、9月、10月と3回にわたってご意見をいただいていたところでございますので、本日はまとめとして30分程度のお時間でご議論をいただいはと考えております。

事業計画（素案）につきましても、委員の皆様のご意思で事業計画の核として確保方策を中心にご議論をいただいていたところかと思っておりますので、60分程度の中でご議論をいただいはと考えております。

また、本会議の趣旨といたしましては、委員皆様からそれぞれご意見をいただきたいと考えているところでございます。本日ご出席の委員の方が会長、副会長を除きまして7名、〇〇委員が遅れてきて8名でございますので、事務局からの回答も含めまして、お一人あたり長くても10分程度が持ち時間の目安となることをご説明させていただきます。

パブリックコメントの実施につきましては、本計画策定に当たり、市民の皆様からご意見をいただく重要な手続きでございます。このスケジュールについては既にご説明をさせていただいてきたところでもございますので、改めてご留意いただくことをお願いするところでございます。何卒ご理解、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

#### ・会長

はい、ありがとうございます。ただいま事務局より、スケジュールと本日の議題の進め方についてのご説明がありました。本日の議題の進め方にも関わる重要な議題かというふうに思います。まず、第1点目として、皆さんの机上にあります、青い付箋のところがございます、今後のスケジュールというものを踏まえて、この会議で素案をまとめていく必要があるというご説明をいただいたところでございます。9月に市長から委嘱書の交付を受けた際には、こういった具体的なものが委嘱書そのものにはない訳でございますが、事

前に皆さんにこういったスケジュールで委嘱に対してしっかりと進めていくという確認をさせていただいたのではないかなというふうに思います。委嘱を受けた私たちの責任として、この本会議で検討スケジュールに従って、パブリックコメントの時期というものもおおよそ決定しているというところでございますので、その素案作りに対して取りまとめをしていきたいというふうに思っております。どうぞ皆様からの忌憚のないご意見と、それに対する我々委員としての見解を示して、取りまとめに進めていきたいというふうに思っているところでございます。ここまでよろしいでしょうか。

・委員

今、理解できなかったんですけども、それぞれの委員が発言をするにとどめて、会としての合意形成を行わないって理解したんですけど、正しい理解ですか。各委員に発言をしていただいて、採決をとらない。採決をとらないというか、決めないというふうにとったんですけど違いますか？

・会長

それは違います。今日決めるということにしています。というのも、スケジュールの中でいきますと、我々の、東久留米市としてのご意見を頂戴するに当たっては、パブリックコメントというものは非常に重要な位置づけであると。そのパブリックコメントを進めていくためにも、その前提となる素案というものが重要になる。この素案を、我々委員が責任を持って確認し、決めていくと。と、このような前提において、本日取り決めをしたいというふうに思っているところでございます。それでは、確保方策ですかね。

・委員

これ、前回か前々回か覚えてませんが、2018年か2019年の実績とそれぞれの事業における予算の規模を教えてくださいというのを事務局に対して分かりました、じゃあ次回までっていうことになっていたと思うんですよね。それは資料として提出されるんですか。そういう話でしたよね。実績が分からないと、量の見込みと確保方策がありますけども、実績の話が出たじゃないですか。一時預かりのところかな。その時に、その実績がないと、それぞれの量の見込み、確保方策の妥当性が判断できないので、実績を出してください、分かりましたって議論があったと思うんですね。で、前々回かタイミングは覚えてませんが、それぞれの話を進めるに当たって優先順位を付けなければいけないよねって話で、確か〇〇委員のほうからあったと思うんですけど、その時に予算を一つの目安としてその優先順位を決めましょうという話をしたと思うんですよ。で、私は当然その資料が配られるものと思っていて、今、手元がないんですけども、その理由を教えてくださいか。で、会議が終わった後ですけども、資料は直前に言われても困るから、それは事前に言ってくださいという話を事務局から言われていて、当然事務局はその件について了承していただいたものと理解しています。

・会長

ちょっと私の理解とは違ったんですけど、事務局のほうから何か。

・事務局

前回にいただいたご質問については、「確保方策」の中でまとめてお答えのほうをさせていただきたいというふうに考えております。

3 確保方策（案）について

・会長

それでは、確保方策等につきまして、皆さん、机上の黄色い付箋以降のところを、これまで2回の会議の中で、議論をかなりの時間をかけてしてきたつもりでございますが、本日、この内容につきまして、何かご意見等、ございますでしょうか。はい、〇〇委員、どうぞ。

・委員

今の〇〇委員の意見に対しての事務局のお話というのは、確保方策の議論になった時に説明しますということだったので、今から説明があるのかと思うんですけど、それはそれであると理解した上で、もう一つ宿題があったと思うんですけど、それは私の前回の発言で、確保方策を決めると言った場合、学童の場合は先生の確保が難しいというふうにおっしゃっていたので、難しいと言うんだったら、ちゃんと先生を確保する展望があるのか、全ての学童について、急に前回の会議の中ですぐ出せっていうのは申し訳ないので、1か月後の次の会議で、今、出されている確保方策ではそれぞれ何人の職員を準備、予定しているのか、それぞれの人員を実現する展望があるのか、あと現在の職員数、あと民間委託の継続があるので、民間委託になったら職員は何人になるのか、出していただきたいとお願いしたと思うんですが、それはどういう形になったんでしょうか。

・会長

それでは、今、〇〇委員からもお話しがありました。また、〇〇委員からの件に関しましても、次第の3の確保方策（案）について、早速議事を移りたいと思います。前回質問をしていただいて、回答が必要なものを、事務局よりお願いします。

・事務局 前回いただいたご質問について、改めて回答させていただきます。

まず、一点目です。事業費に関するご質問をいただいておりますので、平成31年度予算ベースでお答えいたします。まず、教育・保育事業、こちらが45億5,615万5千円。利用者支援に関する事業・特定型が280万6千円、利用者支援に関する事業・母子保健型が793万2千円。時間外保育事業、こちらが3,645万円。次に、子育て短期支援事業（ショートステイ）が400万円。乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）が620万2千円。養育支援訪問事業が115万2千円。地域子育て支援拠点事業が2460万1千円。病児保育事業が932万4千円。子育て援助活動事業が942万円。こちらにつきましては、一時預かり事業の幼稚園型以外のファミサポ分を含んだ金額となっております。次に、一時預かり事業（幼稚園型）が3,369万3千円でございます。次に、妊婦健康診査事業が6,326万2千円。放課後児童健全育成事業が3億6,739万5千円。実費徴収に係る補足給付を行う事業が776万3千円。最後になります。多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入するこ

とを促進するための事業、こちらはゼロ予算となっております。以上が、一点目の質問でございます。

次に、二点目でございます。予算からは離れます。時間外保育事業と子育て短期支援事業、病児保育事業について、量の見込みに対して確保方策の数字が大きいのではないかとこのご指摘をいただいております。まず、時間外保育事業につきましては、令和2年度の量の見込み914人に対し、確保方策が1,125人でございます。実施している園が20園以上でございますので、量の見込みとの差となる211枠は日にちによって需要が変わることなども踏まえれば適正なものであるというふうに考えております。続きまして、子育て短期支援事業、こちらは本来児童青少年課所管の事業でございますが、病児保育事業と回答が非常に似ておりますので、併せて回答させていただきます。こちらはいつ需要が発生するか分からない事業となりますが、年間を通して決まった枠を確保しておく必要がございます。子育て短期支援事業については年間を通して1日2人分の枠、病児保育事業については1日4人分の枠を確保しております。確保方策の方が大きく出ておりますが、どちらも必要な措置であるというふうに考えているところでございます。

次に三点目、一時預かり事業について、二点ご質問をいただいております。一点目は、幼稚園型と幼稚園型以外の不均衡についてでございます。こちらは、幼稚園型が教育時間終了後から6時頃までの預かり保育に関するニーズと確保方策を集計しており、幼稚園型以外については保育園による一時預かり保育を集計しているものとなり、異なる性質の事業となるため、不均衡が生じるというところでございます。全く違う事業ということでございます。二点目は、幼稚園型以外は量の見込みが利用実績の2倍以上もあるのはなぜか、量の見込みをもっと補正するべきではないかのご指摘をいただいております。量の見込みについては、ニーズ調査を実施し、必要な補正を行った結果でございますので、これは重みを持って取り扱うべき数字と考えております。一方で、それを満たす確保方策となっていない点については、現在の定数を集計した結果を載せておりますので、現実として不足が生じているという状況でございます。この不足分については、将来的な量の見込みによれば、ニーズの減少により5年以内に確保方策が上回る見込みであること、利用実績との兼ね合いから、こういった確保方策としているところでございます。量の見込みは32,733で、確保方策は28,060と1,863の合計で29,923となっております。これに対し、平成30年度の実績は14,057と1,029の合計で15,086となります。確保方策と実績の差といたしましては、14,837となります。年間の日数を掛け合わせて算出をしておりますので、1日当たりにいたしますと、60名程度の余裕ということになります。実際に、預かり保育を実施している保育園は11園ございますので、1園当たり5～6名ほど実績より多くの提供体制が確保されているというところでございます。1園当たり5～6名ということは、預かり保育を希望する利用者が多い日もあれば少ない日もあるといった部分の対応等を考えれば、過剰の多くの確保方策を講じているとは言えないというふうに考えております。また、量の見込みが確保方策を上回っていることについては、実績を上回る確保方策を講じていること、また、計画期間である5年間のあいだに利用者が減少し、量の見込みを確保方策が上回る計画となっており、こういった将来的な状況まで見込めば適正な計画であるというふうに考えております。以上でございます。

・事務局

それでは、ご質問をいただきました、学童の人員体制についてでございます。学童の指導員の人数の人員体制につきましては、現在、嘱託員が 99 名いる状況でございます。今後、民間委託後の直営の学童の人員体制といたしましては、今後の量の見込みの増加なども考えますと、現在の 99 名と同程度の嘱託員が必要であると見込んでいるところでございます。以上でございます。

・会長

はい、ありがとうございました。以上でよろしいですか。はい、ありがとうございます。これは私の個人的な意見ですけど、学童のほうは数字が 99 名と 1 個だけだったので頭に入ってきたんですけど、最初の説明のところに関しては、数字が結構羅列していたので、書くのにも結構大変で。もしできれば、たくさんの数字を、開示することができる数字ですよ。ですので、1 枚に項目と、31 年度の予算と書いていただいた上で、数字を見ながらお話しを聞くというのをしていただけたらなという希望で。申し訳ございません。皆さん、数字は追いかけられましたか。大丈夫ですか。

・委員

追いかけてません。

・会長

ちょっと次回の宿題にさせていただきたいというふうに思います。

・委員

追いかけてないという人がいるのに、次回の宿題なんですよね。確保方策は今日決めるんですよね。それはどういうことなんです。追いかけてないとか理解できないけど、そこは決めるっていう話なんです。僕は今、金額はメモを取れましたけど、事務局の説明はちょっと速くてついて行けなかったんですね。今、〇〇委員も追いかけてませんでしたっていう話だったと思うんですよ。で、今、会長がおっしゃったように、追いかけてられない現状を認識していながら、じゃあ次回の宿題にしますっていうことは、今日は追いかけてられない現状のまま確保方策の決定に入ることなんです。それはおかしくないですか。だって、理解できてないのに決定も何もありませんよね。

・会長

すみません。私の説明が悪かったと思うんですけども、宿題というのは、今後そういったものを作る際には必ずそういうふうにやってくださいというお願いです。で、今、〇〇委員がおっしゃるとおり、数字がちょっと追いかけてられないという〇〇委員からのご指摘がありましたので、まさに今、確保方策の話をするところですので、もう一度ちょっと説明をいただけませんかとか、そういったところで確認をしながら進めていくしか今日のところは方法がないというふうに思っておりますけれども。はい、どうぞ。

・委員

数字が分からないのはちょっとこっちは同意できないんですけど、それは置いておいて、前回の私のお願いをしたのは、全ての、それぞれの学童で職員が今何人いて、民間委託になって何人になるのか。また、民間委託にならないところでは何人なのか。市のほうで人数を確保するのが難しいというふうに、嘱託員の確保が難しいというふうにおっしゃっているんですね。だからその、今、99人必要とされているということでしたけど、それぞれの学童で何人いて、確保できるかの見通しはどうなのかっていうことをご説明いただかないと、以前も同じことの繰り返しなんですけど、この確保方策で、それぞれの学童で何人、何人、130人とか書いてるんですけど、それに対応する先生が本当にいるんですか。私が難しいと言ってるんじゃないくて、市が職員を採用することが難しいんだと市がおっしゃってるから、私は心配で申し上げて、大丈夫なんですかと。他にも私、いっぱい学童のことで聞きたいことがあるんですけど、これは1か月ぐらいかけてご質問させていただいていることなので、99人では、それで確保できるかどうかの見通しについては別にコメントしませんで終わっちゃうと、1か月かけて質問してもこうなのかと。ちょっと落胆するというか。それで、私たちにこれで確保方策を決めなさいといってもなかなか決められないんですけど。

・会長

〇〇委員からのご指摘の部分で、追加でご説明等ございましたらお願いします。

・事務局

今後の人員体制につきましては、民間委託をするといったところで、民間のほうにお願いする学童もございますが、今後引き続き市のほうで直営で運営を行います学童保育所におきましては、現在99名の嘱託員がおりますが、それと同程度の量の増加の見込み等も考慮いたしますと、99名程度の人員が必要であるというふうに見込んでおられるところがございます。従いまして、今回委託をいたします学童保育所の職員の異動などで、そういった人員体制については確保できるものと考えているところでございます。以上でございます。

・会長

はい、〇〇委員、どうぞ。

・委員

私の理解が違っていたら教えてください。つまり、民間委託になる学童があるので、そこに今いる嘱託員が異動したりすることによって確保ができる見込みがあるという説明で良かったですか。

・会長

ほかの委員の皆様も、〇〇委員からのご質問に対するご質問でもいいですし、今、事務局サイドからご説明があったものに対するご質問でも結構でございますが、うまく理解ができなかった場合は、確認をする意味でも、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

・委員

嘱託員が異動するんですよね、民間に。

・事務局

嘱託員の職員につきましては、引き続き直営の学童保育所での勤務を希望される方につきましては、ほかの直営の学童保育所に異動して対応するというふうに考えているところでございますので、そういった異動といった形の対応を、今、想定をしているところでございます。

・委員

すると、直営の学童に関してはそういう形で確保できますよということですよね。で、直営でない学童については、任せているので分からないということなのか、どこまで市が介入して、人員を確保しなさいとか。この間、数の話をしましたよね。何人に対して何名っていう。そこが確保できるかどうかを、たぶん〇〇委員は心配している部分だと思うので、そこを回答していただけると。

・事務局

直営については、今、ご説明させていただいたところでもございまして、また、一方委託のところはどうなるのかといったお話かと思えます。今、委託のほうを検討しております、金山学童保育所とくぬぎ第一・第二学童保育所につきましては、プロポーザルという形での選考を行っております、そこにおきまして、一定の人員体制をもちまして、今、事業者さんのほうからも人員体制も含めてのご提案をいただいているところでございます。そういったご提案をいただいている人員体制なども含めまして、選考を行いまして、決定をしていくところでございますので、その2つの学童保育所における人員体制につきましては、しっかりと対応できるものというふうに考えているところでございます。

・会長

はい、〇〇委員、どうぞ。

・委員

ここでもう同じことを言えと言わないので、2か月かけてご回答いただければと思うんですけども、まず、個々の学童の職員が何人いてという最初の質問を答える、前回に表を作ってほしいと申し上げたので、それはぜひ次回までに。2か月あったらたぶん作れると思うんです。職員が何人いるかって分かるから。それをぜひお願いします。その上で、前回、金山とくぬぎについて回答がありましたよね。で、金山は職員が今、6人、くぬぎは第一と第二の合計が10人というお話でした。臨職の方は別にして。それは、もう企画書の提出期限、業者から11月15日ですよね。で、書類審査の結果は11月22日と。つまり、今、ご説明があったように、もう業者さんから数字が来ている訳ですよね。前回質問をした時には、業者からまだ話も聞いてないので分からないというご答弁だったんですけど、もう既に業者からお話を聞いている訳で、つまり、私の心配は職員が減るかもし

れない。今、金山は6人、くぬぎでは10人いる。これは、業者からの提案で何人になるご予定なんでしょうか。

・会長

その件に関しまして、ちょっと私のほうから補足をさせていただきます。今、〇〇委員がおっしゃっていただいたように、プロポーザルに関しては今進めているところでございます。冒頭、事務局のほうからもお話しがあったように、人員体制については、そのプロポーザルの中でしっかりと確保するという前提で業者を呼んでいるところでございます。審査をしているところでございます。現状、今、まだそのプロポーザルの一次審査が通ったところでございます。おそらく、市のほうには手元にそういう資料は、当然のことながら一次審査ですのであります。けど、第二次審査がこれから行われるんですね。第二次審査っていうのは、いくつかの業者から一つを総合的に選ぶという作業になります。当然のことですけれども。その中に、そういう人員体制がどうなっているのかということも、当然のことながら評価の一つでしょうし、それから、どういう体制で臨むのかということ、そのものについても、これからご判断を仰いで最終的に決定するものでございますので、仮に今、数字を持っていたとしても、この場でその数字を公表するということはできないことになりますね。よろしいですよ。これはできないですよ。

・委員

じゃあ、減るのか増えるのかも分からない。提案は「以上」ですからね。民間が頑張れば増えるかもしれないじゃないですか。

・事務局

そういった今の提案内容につきましては選考の途中でございますので、一切こういった場でお示しすることはできないといったものでございます。

・会長

ただ、市としては、確保をしっかりとできる人員体制を整えるための提案を今度の民間の委託の方々にしっかりと説明を差し上げ、それに基づいた事業計画案というものを提出していただいていると、こういうことでございます。よろしいですか。合ってますか。大丈夫ですか。

・委員

当然、選考の段階で、市は民間企業が人員を確保するように努めますと回答しますよね。ただ、実績として、去年かな、民間の保育園がオープンして、〇〇ですけども、オープンしてすぐですよ。前回も話しましたが、園長先生がいなくなっちゃったり、保育士さんを募集します、あと、給食の先生もかな、募集しますみたいな状況があって、これはどう理解したらいいんですかね。ちょっと、学童の先生の実態は分からないですけど、学童の先生って、保育士さんが足りない足りないっていう話があるじゃないですか。学童の先生の確保ってそんなに難しくないんですかっていうのが一つ目と、二つ目は、保育園で起

きたことは学童で起きないっていう根拠はどこにあるんですか。制度的な違いはあるんですか。僕が理解する限り、行政が民間に強制力をもって人員を増やしなさいって言えないと理解しているんですけど、教えていただけますか。

・事務局

学童保育所のそういった職員の募集がどうなのかといったところでございますけれども、学童保育所の職員も、今、直営のほうで募集しましてもなかなか応募がないといった状況で、そう簡単ではないといった状況はあろうかと思えます。ただ、民間事業者におきましては、今回、多数の、色々な自治体での運営実績などもある事業者さんからのご提案をいただくといったところで、幅広い人材確保のノウハウを活用していただいて、そういったものも含めて選考させていただいて、しっかりとそういった対応ができる事業者さんを応募の中で特定していくといった形になろうかというふうに考えているところでございます。過去保育園で、そういった人員の確保が難しかった事例があるので学童は大丈夫なのかというお話しかと思えますけれども、そういったことのないような事業者さんを選定いたしまして、しっかりと次年度、令和2年4月からの業務委託の実施に向けて、そういった体制を整えていくというふうに考えているところでございます。以上でございます。

・会長

せつかくですので、ほかの委員さんからも、今のやり取りを通じて何かご意見ございましたら。〇〇委員、いかがですか。

・委員

うちも学校の先生が何回も変わったりしたので、ちょっと学童の先生やら、保育園の先生がいなくなってしまうとか、そういう心配はやはり、今、通われている保護者さんにとっては重大な問題だと思うんですね。それで、うちの子が通っていたのはもう8年ぐらい前なんですけれども、そこから市のほうでも、そういうことを、たぶん市民の声を聞いていると思うので、今後、これから学童の先生とか民間にするにしても、慎重に審査をして選んでいただけることだろうと私は思っております。

・会長

ありがとうございます。〇〇委員、いかがですか。

・委員

広報で学童の職員の方の募集の説明会の内容が頻繁に載るのを見て、学童の先生が足りないんだなっていうのはずっと思っていました。委託をして、民間の活力が導入されることによって、民間でしたらやっぱり利益が出ないと経営としては成り立たないと思えますので、そこはやっぱり企業努力でなんとか頑張ってくれるのかなというふうに、期待をしています。

・会長

〇〇委員、いかがでしょうか。

・委員

同じようなお話になってしまうかもしれないんですけども、福祉人材は本当にどこも足りないという状態で、児童相談所も新聞等でもご存じのとおり、本当に欠員状態を抱えているところなんです。そうは言っても、相談があれば応じるというような役割ですし、この学童の問題も、本当に預ける側の親御さんにとってみれば、欠員の状態ですとか、それからやっぱりなかなかつなぎつなぎで、人材がなかなか若い方、経験が少ない方でやっていくというのは、本当に心細い思いをされているのかなというふうに思います。一方で、やっぱりニーズがこれだけあるっていう、まあ保育園のニーズがあって、その子たちが学童になって、学童になるとそれだけ関わりというのもやっぱり幅広く色々な体験を求められたりとかして、保育のニーズがそのまま学童のニーズにもつながるような形で、やっぱり学童保育ってすごく重要だと思うので。だから、人数が足りないからなかなか補足していくっていうのは難しいと思いますし、担保していくためには、やっぱりプロポーザルですとか、そういった一番最初の入口のところで、職員さんにいかに必要な事項を伝えて、先ほどもお話しがありましたけれども、厳正に選んでいただく。その後の指導もきちんとしていただくというところが必要なのかなというふうに思っております。

・会長

〇〇委員、今3名の委員からお話しがありましたけれども、お聞きなられて何か率直な感想等ございますか。

・委員

何人になるか分からないんだけどとにかく信用してほしいっていうことだと、なかなか保護者の立場から、「はい、分かりました」というふうになるのかなと疑問です。学童のことをこんなにずっとやっていいのかな。ほかのこともあるから。私、学童を背負ってるものですから、いっぱい質問しちゃうんですけどいいんですかね。保育園もあるし。

・会長

大丈夫です。どうぞ。いいですよ。

・委員

民間になるところは、今の説明だとつまり何人になるか分からないと、先生がね、ということですよ。すると、後でいつでもいいので、いつ分かるのか。今日分からないということは、今日は私、この確保方策で学童については賛成しようがないと。だって、職員がどうなるか分からないんですもん。だから、職員の確保が難しいけどできるかも、理由は分からないけどっていう。ほかのところから回すからといって。だけど、応募は来ない。なかなかそれは難しいなと思うんですけど。ちょっと個別で心配なのは、学童で父母会連合会がありますから、いろいろ個々のことを聞きますので、事前に質問もさせていただい

て、回答もいただいているんですけど、個別で行くと、前沢や柳窪の学童でいくと、今回は確保方策が30人分増えています。それぞれ、一教室借用を増やすということなんですけど、学校の確保というのは、教室の確保というのは、これから学校と調整するっていうお話なんです。で、確保できるんだろうか。それで、その見通しですね。あと、ほかのところでもありますけど、空調がないようなところで確保できましたと言われても、この夏大変でしたから、それは困るので、空調があるところで確保できる見通しがあるのかですね。今後サプライができるのか。そういうところがちょっと心配なんです。それができなかつたら、30人分増やすっていうのが確保方策に書いてあるけれども、現実的にはできない。同じように、中央学童ですけど、確保方策130人ですけども、学童の建物は100人定員なので、一教室余分に必要だったんですけど、空調がないので一教室確保できなかったところなんです。で、来年度以降は空調の教室が確保できるのかっていうことをご質問したら、2020年度以降について、空調の整った教室等を確保できる見込みということで、2020年度以降、「以降」っていうのはいつなかなってというのが分からないんです。2023年だって2020年以降ですからね。あと、「教室等」を確保できるってあるけど、教室以外の何か別のところを確保されるのだろうかとか、「等」が空調に掛かっているのか。空調がないところでも確保しちゃうということなのか、そこら辺がちょっと心配で、伺いたいんです。あと、南沢学童、ここも30人増えます。で、160人になります。で、現在も一つ教室を確保していて、もう一個確保するということなんですけど、ここでも空調は大丈夫なんじゃないですか。あと、南町学童でいくと、2021年度に100人になるんですね。その時はまた教室確保ということなんですけど、その見通し。また、空調は大丈夫なのか。それをちょっと伺いたいんですけど。

・事務局

今回、確保方策でお示しさせていただいている教室の確保といったところで、やはり現在、夏場になりますと暑いといった状況もありますので、空調のある教室がなければ育成の場としては利用できないんじゃないかといったところで、空調がちゃんと確保できた特別教室等をといったところのご質問でございますが、今回、お示しさせていただいている確保方策の教室につきましては、そういった空調が整っている教室等についてお借りする、借用等によって対応していきたいというふうにお示ししているところでございます。

・委員

私が伺っているのは、借りたいと思っていますというんじゃなくて、借りることが可能な見通しがある。借りれるかどうかもある訳ですから、借りれるという見通しがあるのかということをお伺いしています。

・事務局

学校によって、年度毎に学級数とかの変動もあるところではございますけれども、現在ご相談をさせていただいているところでは、そういった借りられるといった見通しのもとに、今回、お示しさせていただいているところでございます。以上でございます。

・会長

最後に、お願いします。

・委員

では、いくつかまとめて聞きます。借用ができなかった場合は、ここに確保方策の数字が書いてありますが、ない場合は受けられないという理解で。つまり、ここに数字が書いてあるけれども、借用の見通しがあると言っても、学校は色々と事情がありますから、できない場合は待機になると。書いてあるけれども、実際には受け入れないということがありうるのかということを知りたい。あと、一教室 30 人というベースで考えられているようなんですけど、ちょっと私の印象でいくと、学校で一生懸命勉強して、私の長男は 4 年生ですけど、学童に行ったとしたら、うちの子もそうですけど、特別教室なんです。すると、机が並んでいるところに 30 人もいると。学校にいるいつもの時と、学童でホッとして自由に過ごすところとして、あまり変わらないんですよ。学童の建物があるから、そっちでやるのは少し雰囲気が変わりますよ。それでもかなりたくさん入ってますけど。教室でやる場合っていうのは同じなんです。私の実感でいくと、学童の子は保育園よりも体が大きくなって、男の子だと余計にそうですけど、遊び方もダイナミックになる。で、もちろん、保育園は子どもはなかなか叱ったからといってコントロールがきかないという部分があるんですけど、学童の場合はすごく強く叱りつければおとなしくさせることができます。けど、それは放課後の自由に過ごしたい過ごし方として、一教室に 30 人入れて過ごすっていうのが適切なのかなと疑問に思うんです。だから、30 人で考えることの基準、根拠をどう考えているのかちょっと伺いたいです。あと、この計画そのままいくと、12 学区ある学童で全て教室を使うことになるんですね。これだけ継続的に使って、それで 5 か年間全部使うと、多くのところでですね、なってくると、学童の建物が要は足りないということだと思うんですよ。で、すごく減っていくっていう見通しが 2 年後とかにあるんだったら別ですけど、今後継続的にとなると、増築の必要性もあるんじゃないかと思うんですが、そこら辺はどう考えていらっしゃるのかということを知りたい。

・会長

はい、どうぞ。

・委員

あのちょっとすみません。同じことなんですけど。

・事務局

すみません、まずはお答えさせていただきたい…。

・委員

重なる質問なので、これについてですけど。例えば、教室を借りるじゃないですか。教室を借りるといった時に、どういう学年の子どもを想定していて、その子たちは普段の学校の教室、まあ理科室でもいいんですけど、音楽室でもいいんですけど、その教室でどう

やって過ごす想定なんですか。例えば学童って、二小に関して言えば、何もなくて畳の部屋があって、床の部屋があって、机があるそういうスペースがあって、少なくとも外で遊べるじゃないですか。教室に30人入れるって、どうやって過ごす想定なんですか。イメージが全然わかなくて。

・事務局

まず、今回、特別教室等をお借りすることでということで、もし借りられなかった場合は待機になるのかといったところでございますけれども、現在の計画におきましては、量の見込みに対して借用することで対応するといったことで、待機が生じないようにということで、今回お示しさせていただいておりますので、そういったところでは、待機が生じないように引き続き特別教室等を借用して対応のほうを図っていきたいと考えているところでございます。また、一つの教室に30人といったところが、こういったところで30人ということなのかというところでございますけれども、学童保育所におきましては一人当たりの面積の要件がございます、一人当たり1.65平方メートル程度確保するというのが必要なところでございます。一つの教室におきまして、そういった面積要件から考えますと、30名程度という形であればその面積要件を確保できているということで、大体一教室をお借りするに当たりましては、30名といった形でその教室で利用させていただいているところでございます。その30人といった形で、教室でこういった形でというところでございますけれども、学童保育所の所舎のほうから遊ぶ道具など、そういったものも持っていきまして、そこのお借りしている教室で過ごしてもらおうといった形で現在対応しているところでございます。また、今回の量の見込みにおきましては、全ての小学校区において特別教室を借用するなどして対応していくことが見込まれるといったところでございますけれども、所舎などの検討はどうなのかといったところでございますが、今後の児童数の状況推移なども見ながらの検討になるかと思いますが、まずは特別教室を借用することで、待機といったものが生じないように対応していきたいというふうに考えて、今回お示しさせていただいております。以上でございます。

・会長

はい、ありがとうございます。〇〇委員、何かございますか。

・委員

私も子どもを学童に預けていた経験があるんですけど、教室等を利用するという点に関して、許可が出るかどうかですごく不安があります。話すとちょっと長くなりますけど、23年ぐらい前ですかね。十小の柳窪学童が老朽化して建て替えるっていう話があったんですね。で、その時に市から示されたのは、余裕教室が十小にあるので、教室を壊して学童にするっていう提案が出たんです。先ほど〇〇委員のほうからあったように、ホッとするスペースとして教室っていうのはどうなのかということで、親の会が反対しまして、ぜひ建て替えてほしいと。老朽化したところに、新たに建て替えてほしいという運動をして建て直しをしてもらった経験があります。教室の中で子どもたちが過ごす、学校が終わって、本当は家庭に帰る子どもが過ごす場所として教室がいいのかどうかということには

疑問があります。ただ、この議論はちょっと別だなという思いもあって、大事なことなんですけど、今、確保方策のことを話さなきゃいけない。数の問題と中身の問題がごっちゃになっていて、一向に確保方策の話が進まないということには逆のいら立ちがあって、学童の中身のことは意見が色々あるんですけど、数のことに関しては、今出ている資料の中で決めていかなきゃいけないのかなと思っています。

・会長

ありがとうございます。本日の議題、冒頭にもお話しさせていただきましたとおり、今日の議事に関しましては、学童の確保方策、それから素案の決定と、これはパブリックコメントを遂行していく上で本日決定したい事項だと。それから、この会議におきましても、第1回目、2回目、そして今日に至るまで、ほぼ確保方策の件に関しまして皆さんからご議論をいただいているところでございます。〇〇委員のおっしゃることも、それから、それに関係して〇〇委員のおっしゃることも非常によく分かります。また、一方で、優先順位という問題もあるということもあろうかというふうに思います。費用の問題もそこには絡んでくると思います。最後に、〇〇委員がおっしゃっていただいたように、我々の委員の今の役目としては、お示ししていただいた内容を事務局からも説明いただいて、数字が適切であるかというところのご判断を皆さんに仰ぎたいと思いますし、ただ、一方で、そういった各論の部分においても丁寧に拾わせていただいて、また、一つの考えとして整理をさせていただくということも重要だと思っていますところでございます。そのような認識でおりますけれども、皆さんよろしいでしょうか。はい、どうぞ。

・委員

〇〇さんがおっしゃっているのは理解していて、ただ、この数字の中身は何ですかってなった時に、AとBとCですよっていうのがあるじゃないですか。で、そのCがそれだとかおかしよねって話になった時に、数字そのものの正当性をどうやって判断すればいいんですか。例えば、確保方策の数としてはこうだけれども、条件付きでみたいな処理ができるものなんですか。結局、数の中身を別に議論しましょうみたいな話になるけど、それと表裏一体と僕は思っています。

・委員

いいですか。私はこの学童の数の部分で言えば、先ほど説明があって、直営の部分に関しては今までの数が確保できそうだと。委託の部分については、一応、市の今までの数を示した中で、同じような基準でやってくれる事業者を選んでいるっていうふうに私は説明の中で受け取ったので、であれば、数的な問題はここではないのかと。中身の問題は、先ほど言ったようにあるけれども、数の問題としては確保していくという方針を信じて確認していくというふうに思っています。

・委員

つまり、数さえ確保されてしまえばその環境はどうでもいいという、極端な話、そういうことなんですか。極端に言いましたけれども、そこをどうやって捉えたらいいんですか

っていう。例えば、数が 100 人います。でも、その 20 人はさっきおっしゃっていた、100 から 150 人ぐらいの量の見込みがあって、そのうちの 30 人ぐらいは教室で手当てするって話ですよ。そうすると、そもそもその 30 人を教室で手当てするということに、〇〇さん本人もおっしゃったように不安があるんだったら、その 100 人から 150 人の確保方策ということにも疑問が残るということにはならないんですかね。

・会長

はい、〇〇委員、お願いします。

・委員

今、伺っていて、中身と数の問題は別だということも伺いましたし、〇〇委員のご意見も伺って、率直に感じたのは、もし〇〇委員がそのようにお考えだったら、自分はこの確保方策には反対だということ表明されるっていう、そういうことなんじゃないかなというふうに私は聞こえました。で、それぞれの委員が、今、説明されたことも含めて、その今の説明で納得し、理解し、賛成できるものなのかどうか。まあ決をとるかどうかは別としてですよ。そういったことを考えるために、私はここで議論を聞いていたし、自分もたまたまここまで発言しなかったけれども、参加しているつもりでいたので。さっきおっしゃっていただいた、例えば一つの教室に 30 人というのが適切かどうかということについても、確保方策の一部であり、中身でありというのもおっしゃるとおりだと思いますけれども、私自身は、中身ではなくてこの場面では方策、数の部分で判断するのかなと思って聞いていました。ちなみに私自身は、副校長職として自分の校内、自分の担当する学校のです。勤務していた学校の校内にももちろん学童があったという経験を見ていて、ほかの市区町村のことですので、どういった状況だったか。何平米に何人だったかっていうことはここではちょっと言及は避けたいというふうに思うんですけども、一教室に 20 人、30 人入った状況、それが数の確保として適切かどうかというのも、私自身には具体的なイメージがあるので、どういうふうに判断するかっていうのは数の部分だけは考えます。中身についていっぱい言いたいことがあるっていうのも同意見です。ということをつけ加えたいというふうに、それは別個の問題として同意見。〇〇委員もおっしゃるような気持ちは私自身もあるというふうなお伝えをしたいと思います。

・副会長

私も先ほどの内容の言ったことはすごくよく分かります。私が学生の時は、基本的には保育舎があって、学校内じゃなくて学校外に作ってどうにかやりましようと言っていたんですね。それから空き教室となって。そういう内容のことはあるんですけども、今の数値的なこの市のほうの説明で、私は納得させていただいたので、これはもう次にどんどん進んでいかないと、まだまだ色々な意見があるし、今のところだけでなく、いろいろ意見が出ると思うので、進めていただきたいと思います。

・委員

私が思うのは、とりあえず 100 人、行政としては待機の数をなんとかしなきゃいけない

っていうことをまず考えての、空き教室での対応というふうに思います。で、本当は一番いいのは、建物を新たに建てて、いい環境で子どもたちが過ごせれば一番いいんですけども、数か月で建物を建てられる訳でもないですし、まず、待機している子どもたちを何とかするかっていう方向で最善の策を行政の方たちは考えてくださっていると思うので、私も市のほうから提案していただいているこの確保方策で良いかなというふうに思います。

・会長

〇〇委員、いかがですか。

・委員

本日は遅れまして申し訳ございません。学童クラブのことで色々と意見を聞かせていただいて、実は私、学童クラブで勤務しておりましたことがありまして、学童クラブの別でやっているところのいいところ、学校でやるところのいいところっていうのがあると思うんですよ。ですから、教室を借りられるっていうことを前提に考えていくと、学校が終わった。で、学童に行くまでに、学校から離れていると、それだけ道すがらの距離があります。子どもたちが帰ってくる時に、意外と時間をかけて帰ってきたりするんですよ。そうしますと、学童クラブっておやつとか補食を出すんですが、結構時間ギリギリだったり、あるいはもう時間を過ぎて帰ってくるなんていうことがよくあるんですよ。でもって、またその後に習い事に行くなんていう子どもが大勢いるんですよ。そうしますと、学校から帰ってくるのに時間をかけて学童に来て、もうおやつの時間になって、おやつを食べるか食べないかのうちに「はい、習い事に行きなさい」と言って押し出していくっていうようなことがあったりするんですよ。あと、学校から離れている学童っていうのは、やっぱり遊ぶ場所が非常に少ない、小さいということが問題として挙げられています。学校であれば、天気良ければ校庭で遊んだり、あるいは学校によっては体育館を使ったりっていうようなこともできるかと思いますし、そういったところで、子どもたちが非常に体を動かして遊べるっていうメリットが大きくあります。また、定員が30名というふうに言っているんですけども、それが狭いのか広いのかっていう問題なんですけど、あくまでも定員が30名です。ただ、学童クラブって毎日全員来る訳じゃないんですよ。慣れてくれば慣れてくるほど、出席率が落ちてきます。ですから、年度の終わりになると、もう3分の2いるかないかなんていうことが珍しくないんですよ。高学年になれば、学童に来ない日っていうのも非常に増えてきます。ですから、一教室にマックスでいても20人とか、その程度になるのではなかろうかっていうようなことが予測できますね。ですから、学校利用のことっていうのは、非常にいい部分もあるんだっていうことも知っておいていただきたいし、子どもたちにしてみれば非常に安全であるっていうことも言えます。というのは、私、ちょうど東日本大震災の時に勤めていたということがありまして、学童クラブで子どもたちを、ちょうど帰りを迎える時に揺れたんですよ。その時に、学校から無事に帰って来れるんだろうかということがあったんですが、やっぱり学校から学童に行くまでの間だったりした子っていうのは非常に困るんですよ。どうしたらいいんだろうって。で、学校のほうに迎えに行ったというような経緯がありました。学校というのは広域避難所にもなりますので、そういう部分ではやはり安全性が高いというところで、学校が一概に学

童クラブとして向いていないかということそうではないということ、一言ちょっと付け加えさせていただきます。

・会長

はい、ありがとうございました。それでは、大変心苦しくは思うんですけども、次の議題も備えておりますので、この確保方策、これまで委員の皆様から様々なご議論やご提案等をいただきましたけれども…。

・委員

保育園の話がまだ残っているんですけど。資料を配付してください。決は別々に採ると思っているんですね、前回の議論から。事案毎にとると理解したんですが、合ってますか。

・会長

その結論は出ていないですね。

・委員

〇〇委員からご説明いただく前に、会長に一点だけ、進め方の確認をしておきたいんですけども。これ、お話しただいて、たぶん議題の4番の「子ども・子育て支援事業計画（素案）について」に行く前にたぶん9時にいっちゃうと思うんですね。その場合、素案についての取り扱いはどのようになるか教えてください。

・会長

その前に、逆に〇〇委員のほうから、これをどういう形で出されて、内容の説明ではなくて、どういう形で出されているかをご説明いただけますでしょうか。

・委員

確保方策の数字がおかしいんじゃないですかっていうことを説明するつもりです。端的に言うと。もう少し正確に言うと、確保方策の前提になっている量の見込みの数字が本当にこれでいいんですかっていうのを委員の皆さんに聞きたいんですね。なので、一番最初にそれにつながるんですけども、確保方策をどうやって採決をするかっていうこととも関わっていて、そこも併せてはっきりさせたいんですよ。前回、確か〇〇委員だったと思うんですけども、事案ごとに採決をとることは全然やぶさかではないし、そのほうがふさわしいんじゃないですかっていう意見もあったと思うんですね。私の趣旨はそういう内容です。

・会長

まず、その前提で言いますと、量の見込みについてはもう既に前回の会議で決定している事項でございますので、ここで改めて量の見込みについて議論する場ではないと、これははっきり申し上げたいというふうに思っております。確保方策のところにつきましても、

会といたしましては一定以上に議論をしているという判断を私はしていますが、逆に委員の皆様はいかがでしょうかということを知りたいのと、今、〇〇委員からお話がありましたとおり、次の、パブリックコメントをやるためには、素案の決定ということも大変重要な議題でございますので、個々個別の議案もちろん非常に重要でございますが、我々委員としては事前に配付されている資料を見、それから全体を俯瞰し、数字が正しいものかどうかを判断していきたいというふうに思っております。もちろん、その数字に対して正しくない、もしくは修正する可能性があるというご意見もあっていいというふうに思っております。ですので、結論的には、今、〇〇委員からこういった非常にそもそも論というところの部分の数字も拝見させていただく中ではございますが、確保方策につきましては、本日この場をもって皆さんに賛成か反対かをお聞きしたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。〇〇委員、どうぞ。

・委員

さっき副会長がおっしゃったように、そもそも反対の意見をちゃんと取り上げましょうというのが最初の冒頭にあったじゃないですか。で、パブリックコメントが控えているというのは十分理解しているんですよ。この子ども・子育て支援事業計画（素案）って何ページあるんですか。77 ページを 15 分で審議しましたということをも市民に我々は伝えるんですか。そういう話もありますし、そもそも確保方策の話をする前提で、保育園の予算って 45 億円じゃないですか。桁違いですよ。この方策を決める前に、もう一度皆さんに状況を理解していただいた上で、それでも私たちはこの確保方策をベツトしますかどうかっていうことを私は知りたいんですよ。それぐらいの規模ですよ、45 億円って。次に大きい予算って 3 億円の学童ですよ。その 15 倍あるんですよ

・会長

委員の皆様はいかがでしょう。改めて、もう一度議論をし直すという場を設けるのか、これまでの議論を尊重して判断を仰ぐということか。ご意見をお聞かせください。どうぞ。

・委員

この資料は議論をし直すのではなくて、確保方策の議論なので、今、議題になっていることを議論することだと。これは見込みを議論するんじゃなくて、確保方策を、これが適切なのかということをもテーマにして〇〇さんは提案しているんだと理解しているので、今は議題が確保方策の議論なので、十分に議論をすべきではないかと。

・会長

委員の皆様はいかがでしょう。〇〇委員、どうぞ。

（「議論すべきかどうかを議論するより、議論を始めちゃったほうがいいと思いますけど。」の声あり）

・委員

今回は、資料を事前にお送りいただき本当にありがとうございます。時間を見つけては、もう一度読み直すような時間を取りました。その中で私が思ったことは、確保方策、非常に十分にできているなという印象を受けまして、この資料から読み取った部分では、十分にこれで決を採れるようなところにあるのではないかというふうに考えます。

・会長

ほかの委員の方々はいかがでしょうか。

・委員

前回、保育園の話は一切してないんですよ。

・会長

ほかの方はいかがでしょうか。どうですか。

・委員

私も資料を見させていただいて、確保方策については十分に話されたかなと思ってます。以上です。

・会長

はい、副会長、何か。

・副会長

ちょっとだけ、今、拝見させていただいてますが。確か、私の数える限りでは、回数を重ねて、私もそれで賛成をしてきたので、これでいいんじゃないかと思っているので、皆さんのご意見ももとにして、次の議題に進んでいただきたいとは思いますが、どうでしょうか。

・委員

だって、順番の問題じゃないですか。時間がないのはそうですよ。でも、たまたま他の議案に時間がかかって、保育園が後になっている訳ですよ。僕、この資料を前回作っているんですよ。でも、前回もこの資料に至ってないんですよ。

・会長

その点に関しますと、前回も確保方策について皆さんと議論をし、そちらのほうを会として優先したために…。ちなみに申し上げますと、この資料を提出する予定でいたことは〇〇委員はご存じですよ、会として。先にいただいでいて。ですから、そのつもりで私は会を総務していた訳ですけども、皆さんとお話ししたことが、会の議題の趣旨と違うことで長引いたり、何かということではなかったというふうに思います。皆さんの議論の中で、お話しする機会がなかった。このように理解しておりますけれども。

・委員

議論すべきかどうかを議論するのではなくて、紙もあるんだから、〇〇さんから発言を求めたらどうですか。この時間がもったいないんじゃないですか。

・会長

〇〇委員、大体こちらの説明はどのぐらいの時間を考えてらっしゃいますか。

・委員

何分ぐらいで話せばいいんですか。

・会長

そうですね、5分。

・委員

いずれにしても、あと10分でこれを話しましたってパブリックコメントに出すんですか。〇〇委員の質問に重なりますけど。時間が足りなければ、別の機会を設ければいいと僕は思っているんですよ。そもそも10分でこれを議論しましたって、恥ずかしくて書けないですよ。10分で話しをして、子ども・子育て会議としてこれに合意します、しませんとかっていう結論を出すんですか。一旦このことは忘れるべきじゃないかと思ってるんですよ。まず、皆さんはその点、どうですか。

・会長

既に、前回の会議からこの素案のほうは皆さんの机上に配られ、十分にこの内容を見る機会があったと思います。決して、今の10分で決めるべきという内容ではないというふうに理解しておりますけれども。皆さん、いかがでしょうか。

まず、方針といたしまして、せっかく〇〇委員がこちらの資料をお作りいただいておりますので、5分程度で大変恐縮でございますが、ご提案をお聞きして、その後、それも含めた上で、確保方策の部分において皆様の判断を仰ぎたいというふうに思います。よろしいですか。お願いします。

・委員

僕が保育園の保護者を代表して皆さんに訴えたいのは、待機児童っているんですよ。皆さんの中で、家族に待機児童がいた方っていらっしゃいますか。あるいは、認可に入れなくて認可外に入ったっていう方、いらっしゃいますか。いらっしゃるんですよ。で、保育園の連合会のところには、待機児童を抱えたお母さん、お父さんから悲痛な叫びっていうのが聞こえてくるんですよ。保活してます、入れませんとか。認可外に入れました、月5万です。きょうだい2人いたら10万です。そういう話があるので、私は待機児童をなくすために、この子ども・子育て会議は何ができるかっていう観点からのみ、この話を皆さんに考えていただきたいと思っています。で、ページ2ですけれども、今、私たちがやっていることは、2020年から2024年の子ども・子育て支援事業計画を決めるタイミングに

いる訳ですよ。で、なぜ子ども・子育て会議があるかという、これは国の法律によって定められているんですよ。子ども・子育て支援法は、子ども・子育てに関する事業を決める時に諮問機関を設けなければいけない。私たちは国の法律に基づいてこの場にいるんですよ。すなわち、私たちのこの決定は、議会や行政の政策や判断に大きな影響を及ぼす可能性を持っているということを、まず私たちは認識しなければいけないと思ってるんですよ。改めて申し上げますと、私が皆さんと今回話しをしたいのは、確保方策というのは本当に妥当なんだろうか。ここを改めてもう一回提案したいんですよ。再度申し上げますけど、私たちが子ども・子育て会議として実現すべきことの一つとして、待機児童をなくす、あるいは減らすということに対して異議を唱える方はいらっしゃらないと理解しています。3ページ目にいってください。解説しますけれども、待機児童はそもそも児童福祉法という法律があって、保護者から申し込みがあった時はそれらの児童を保育所において保育しなければならない。これは自治体の義務規定として設定されているんですよ。で、判例にも出てますけれども、憲法で差別的な扱いに当たる場合もあるという考えも出されています。4ページ目、これまでずっと3号認定1・2歳児をなぜ対象としてきたかということなんですけれども、東久留米市においても、全国的にも、1歳と2歳の待機児が圧倒的に多いんですよ。なぜかという、お父さん、お母さんは少しでも長く子どもを近くに置いておきたい。1歳ぐらいだったら預けられるよねっていう背景があって、皆、1歳を目途に申し込もうとするんですよ。だから、圧倒的に断トツに多いんですよ、1歳と2歳児が。この1歳児と2歳児がいかに重要かということを知っていただきたいと思っています。で、東久留米において待機児童が減ってきている。入所の定員が増えてるっていうことは評価すべきことではありますけれども、もう少しで私たちは東久留米の待機児童をゼロにできる可能性があって、それにこの子ども・子育て会議が貢献できる可能性があるんですよ。だから、私はここであえて時間をいただいているんですよ。あと、1歳児・2歳児だけでも20人、全体として30人なんです。ここをもうちょっと頑張ろうって。そして、僕はこの子ども・子育て会議として市に訴えかけられればなと思ってます。で、これまでのおさらいなんですけれども、量の見込みと確保方策ってどういう関係にあるのって。当然、量の見込みに対して確保方策は上回らなければいけないよねっていう前提がある訳ですよ。これは、9月の子ども・子育て会議からそういう旨、当然でありますっていう回答がなされています。ただ、注意していただきたいのは、5月に出示された量の見込みに対して、7月に一旦補正がされてるんですよ。この補正がされた結果に対して、今の確保方策があるんですよ。で、補正されない計画であれば、確保方策というものは量の見込みを下回っているんですよ。で、じゃあ5月の段階で市はどういう説明をしていたかというのが6ページ目なんですけれども、「国の指針に従い、最新の利用実績と量の見込みを比較して10%以上のかい離がある場合は見直す」って5月に説明してるんですよ。これ、子ども・子育て会議です。で、最新の利用実績って何ですかと問うた時に、市の説明は2017年度の実績に対して量の見込みを算出してらるんですよ。今年、2019年度です。この量の見込みの補正が行われたのは7月です。7月の段階で2018年度の実績はありません。2017年度の実績に基づいて量の見込みを計算します。で、2017年度の実績に基づくとかい離が14%あるので補正を実施しなければならないと、国の判断でなるんですよ。ただ、2018年度の実績を使っていれば、かい離は8%なので補正は必要ないですっていう判断なんです

よ。で、次のページに行っていたきたいんですけども、7月の段階で、7月ですよ。3月時点の利用実績がどうして分かってないんですかっていうのが一つ目。二つ目、実績が分かった時点でどうして反映できないんですかっていうのが二つ目。これに対して私たちは明確な回答をもらっていないんですよ。スケジュール上、しょうがなかった。一般的に考えて、3月末の実績が7月にならないと出てこないってあり得ないと思うんですよ。で、二つ目、前回の2015年から2019年の子ども・子育て支援事業計画を作る時は、3月末の実績が4月の子ども・子育て会議で報告されているんですよ。

・会長

〇〇委員、そろそろ時間です。

・委員

で、8ページ目、5月の説明は国の指針に従ってやります。でも、9月の子ども・子育て会議では2017年度の利用実績との比較は関係ないと、説明が変わってるんですよ。で、会長の発言を引用すると、国が示した10%の乖離のところから数字を市が出していただいているので、我々としては非常に信頼をしているところだ。これ、会長が言っていた子ども・子育て会議の5月の国の指針がコロッと何の説明もなく変えられてるんですよ。その結果、補正がなされているという事実があるんですね。で、じゃあなぜ補正をする必要があったのかという市の説明をもう一回見てみると、7月の子ども・子育て会議で、1歳児から2歳児の保育利用の中に3歳以上のニーズとして捉えるべきものが含まれていた。確かにこの文言だけを見れば、1・2歳の話じゃないから除外してもいいよねと思うんですよ。

・会長

〇〇委員、そろそろお願いします。

・委員

ちょっと待ってください。で、その3歳以上としてみなされたものは、※印で書いています、ニーズ調査の結果、3歳から保育・教育の事業を利用したいと答えた人が19人なので、1・2歳のニーズを除外したと書いてあるんですよ。3歳から。で、その19人の内訳なんですけど、右側、利用したいが空きがない、利用したいがお金がない、ここに10人いるんですよ。つまり、3歳から申し込んだ人のうち、利用したいが空きがない、1・2歳では入れないよと、お金がないから1・2歳じゃ入れない、そういう人が10人いたんですよ。二点目、この補正の仕方について、市はこういう説明をしているんですよ。他の自治体で同様の補正をしています。千葉県市川市で同じような補正がされてます。で、市川市に聞くと、こういう補正はしていないと回答でした。こんな補正はしていないということは、9月の議会でも市から説明があったんですね。二つ目、小平市でも同じような補正を全く同じようにやっているという発言があって、これも小平市に聞いたところ、こういう補正はしていないと。つまり、補正の根拠となっている、一つの根拠となっている他の自治体での同様の補正というのは見当たらないんですね。

・会長

そろそろ、最後でお願いします。

・委員

最後のページ、これ、左側が東久留米市です。右が西東京市です。まず、東久留米市は、そもそも最新の実績に基づいて量の見込みを出すべきところを、古い実績に基づいて出しています。これが896人から848人、利用実績が50人ぐらい減ってますよね。この利用に基づいて補正を行い、出してるんですよ。一方で、隣の西東京市は最新の利用実績に基づいて、その利用実績に対して量の見込み、国の方針ですよ、国の算出基準に従って出したものが20%あるにも関わらず、更に上乘せしてるんですよ。東久留米は利用実績を古い実績を使っています。その古い実績は量の見込みに対して14%の乖離がありますよ。だから補正しますってやってるんですよ。でも、この数字じゃなくて、補正の理由はさっき申し上げたように全く別の理由なんですよ。それは、会長が5月の子ども・子育て会議で言った、これは重要な指針ですねと言ったにもかかわらず。西東京市は、そもそも新しい実績に対して20%の乖離があって、さらに上乘せ数字を出して量の見込みを出してるんですね。それで、こっちの資料、A3の紙を見ていただきたいんですけども…。

・会長

〇〇委員、お時間が。

・委員

あと1分待ってください。この大きなA3の紙、二つのグラフがあります。棒グラフ。上が1・2歳児の利用実績なんですよ。太字が、太い線で引いてあるのが東久留米の利用実績なんですよ。それで、議会等でも市がよく言っている、近隣の自治体と比べて時、その近隣の自治体を西東京市と小平市と東村山市で拾ってるんですね。清瀬市は数字がなかったんで拾えませんでした。東久留米市は、ほかの自治体に比べて特段利用実績の伸びが少ないとは言えないと思うんですよ。で、見ていただきたいのが一番下のグラフなんですけれども、東久留米市の量の見込みの推移なんですよ。利用実績の伸びは他の自治体と変わらない。でも、量の見込みの推移はこんなに少ないんですよ。圧倒的に少ないんですよ。特に、2023年、向こう3年まで他の自治体はほとんど下げていない、あるいは増やしている程度なのに。東久留米は8%も減らしているんですよ。我々が今、議論して決めようとしている確保方策はこういう数字に基づいて作られているんですよ。

・会長

〇〇委員、そこまで、すみません。十分説明されていると思うので。

・委員

意見を聞きたいんです。

・会長

意見は最後、皆さんの…。

・委員

この件について、意見を聞きたいんですよ。

・会長

いや、これはもう既にさんざん皆さんで議論させていただいておりますので、これをもとに皆さんに判断をいただいて、これまで積み上げてきた確保方策で大丈夫かどうかのご判断を仰ぎたいというふうに思います。

・委員

皆さん、ここまでの僕の話で何の意見もないんですか。〇〇さんが時間だから切りますって。待機児童が減らせるかもしれないって。〇〇さんの息子も入れるかどうか分からないんですよ。本当に、皆さんこれに対して意見ないんですか。しかも、これ確保方策、一括で全部採決しますと言ってるんですよ。

・会長

意見がないかどうかは、皆さんの挙手にて判断をさせていただきたいというふうに思います。

・委員

〇〇さん、本当に言ってるんですか。

・会長

本当に言ってます。

・委員

あなたの発言、引用されてますよ。5月に10%のかい離を大事ですねと言って、それがコロッと変えてて、書き込まれてるんですよ。で、45億円の議論の話をしている訳じゃないですか。時間がないのは分かりますよ。でも、これどうしてこれに多く使わないんですか。僕は説明がつかないですよ。結果的に、これは子ども・子育て支援事業計画における確保方策全体として採決をとりました。この保育園の実態について、各委員からの意見は出されませんでした。なぜなら、会長がそれを認めませんでした。

・会長

それは違いますよね。会長が認めないのではなくて、会として判断を仰いでいるということです。会長が認めないわけではないです。私はあくまでも…。

・委員

であれば、今、僕が話をした内容に対して、質問とかあれば聞きたいし、ご意見があればぜひ聞きたいです。

・委員

大事だと思うのは、子ども・子育て会議でこういう補正をやるよという説明をしたのに、違う補正がやられているということで、先ほど会長の言葉が引用されているという点がありましたけど、5月の子ども・子育て会議でやるっていう説明を繰り返しているとおりですよね。だけど、実際には9月の子ども・子育て会議では、それはもう関係ないんだというのが市の説明です。5月の会議の時にここに引用をされているように、会長は市の説明に対して非常に信頼をしていると言ったのに、私もそういうところが大事だと思うんですけども、そういう感想は本当にそうだと思うんですけども、せっかく子ども・子育て会議として信頼しているというふうに言っているのに、9月になったら違うことになっていると、こういう一回説明したことと違うやり方でやられるということを私たちが容認してしまえば、こういう確保方策でやりますよ、こういう数でやりますよと市から説明を受けても、何の説明もなく変えられていくということを容認することになりはしませんかと、私はそこが心配ですね。

・会長

〇〇委員からのほうも、ご意見をいただいたところでございます。改めて、皆様にこの確保方策について、この市がお示ししたものの、それから皆さんでご議論いただいたことに対して判断を仰ぎたいと思いますので、賛成か反対かの…。

・委員

〇〇さん、待ってくださいよ。この議論に対して意見があるか…。だって、いつも聞かないですか。意見どうですか、意見どうですか、意見どうですか。なぜ今回は聞かないんですか。

・会長

今、聞きましたよね。

・委員

いや、指名して聞くことがあるじゃないですか。

・会長

じゃあ改めて、皆さんからご意見がなかったもので、特にと思いましたけど、ご意見のある方、いらっしゃいますか。いかがでしょうか。ありましたら、挙手にて…。

・委員

この右下の3号認定1・2歳の量の見込みについて、東久留米市はこんなに少ないんで

すよ。これは皆さんどう理解されているんですか。利用実績はほとんど中央値ですよ。東村山、小平、西東京と比べた時に、そんなにこんな地域差って出るんですか。さっき〇〇委員がおっしゃったようにプロセスの問題のあるし、そもそもこの数字って、我々としてこれでいいっていうふうに判断できるものなんですか。

・会長

それはここにおいで委員の皆様個人がそれぞれ、それぞれの立場でお考えいただいていることと思います。

・委員

私が申し上げているのは、この確保方策を一括で採決するのはやめませんかという話をしているんですよ。そもそも。だって、これだけ問題が違うし、予算も違う訳じゃないですか。片方は100万、200万の…。

・会長

〇〇委員、すみません。そのために、市のほうは個別に、具体的に細かい説明をこれまで積み上げてきたと思っています。

・委員

総論で全て賛成か反対かしかないんですか。じゃあこれは、判断できませんっていう判断はないんですか。僕は、聞かれば判断できないのばかりですよ。これに対して、じゃああなたは責任を持って賛成、反対って挙手できますか、僕はできません。なぜなら、分からないことが多すぎるから。本当に皆さん、これはどう思われるんですか。東久留米、断トツに少ないんですよ。量の見込みの推移が。これに基づいて確保方策が決められて、その確保方策に基づいて苦しむ人が増えるかもしれないし、減るかもしれないんですよ。

・会長

皆様からご意見ございますか。この議論は、おそらくずっと平行線のままだというふう感じております。会の会長として責任を持って皆さんからの決を採りたいというふうに思っております。もちろん、反対の方もいらっしゃるかもしれませんが、決を採りたいと思います。この確保方策に関しまして…。

・委員

ちょっと待ってください。これを個別に採決をするっていうことは、皆さん、できないんですか。

・会長

そのような時間はおそらくとれないと思いますし…。

・委員

皆さんに聞きましょうよ。これ、合議体ですよ。

・会長

どうでしょうか、皆様。これまで市のほうで、具体個別にそれぞれのことについて十分な時間を要して我々に説明していただきました。それに対して質問もありました。それぞれを個別にこれから採って、そして、なおかつパブリックコメントまで向かっていくというスケジュールの中で、この確保方策、それぞれ別々に採決して、採決できなかったものに関しては更にまた日をとってやるという形になるかというふうに思うんですけども…。

・委員

いや、保育園と学童だけでいいんじゃないですか。

・会長

その理由が分かりませんが。

・委員

ほかはそんなに議論が出てないですよ。

・会長

では、それも含めて、例えばそれは、学童や保育所以外の方のご意見も言いたいこともあったかもしれませんけれども…。

・委員

私は保育園を代表する者として、保育園のことだけは少なくとも個別に採択をしてほしいと思っています。そのことについて、皆さんの意見を求める次第です。あとは、賛成か反対かだけでなく、分からないという選択肢もあるべきだと僕はと思っています。

・会長

それでは、まず皆さんに聞きたいんですけども、個別に採ったほうが良いと思う方、挙手をお願いいたします。

・委員

保育園の事案を個別にと聞いてもらえますか。

・会長

分かりました。保育園の事案を個別に切り離して、確保方策を決めたほうが良いと思われる方、挙手をお願いいたします。

(賛成2名、反対6名)

ありがとうございます。

次は、この確保方策、これまで、何回も言うようですけど議論してきました。皆さんの中において、3つの選択肢の中で挙手をお願いいたします。この市のお示しした確保方策に関しまして、一括でお認めする…。何か発言ございますか。

・委員

〇〇さんがいらっしゃいましたよ。採決をとった時に席をはずしていらっしゃいましたよね。

・会長

まあ過半数を超えてますので。仮に賛成だとしても。

・委員

中座してしまい、申し訳ないです。

・会長

先ほどですね…。どうぞ。

・委員

確保方策を一括りにして賛成か反対か、挙手をお願いしますという話になったんですね。ただ、事案によって、予算的な観点からも社会的なニーズの観点からも、あと課題の大きさの観点からもインパクトが違うので、個別に、少なくとも保育園の採決だけはしていただけませんかっお願いをしたんですよ。それについて、〇〇委員はどう思われますか。

・会長

その採決を皆さんでとりましたところ、2対6で否決をされたという状況でございますが、〇〇委員のご意見をお聞かせくださいということです。

・委員

その結果に異論はございません。

・会長

はい、ありがとうございます。

それでは、これまでこの件につきまして多くの議論をしてきました。3つの挙手の形ということ提案されましたので、3つの形で皆さんからお聞きしたいと思います。1つは賛成、1つは反対、1つは判断がつかない、この3つの部分で挙手をお願いしたいというふうに思います。まずは、確保方策の一括承認に賛成の方、挙手をお願いいたします。ありがとうございます。反対の方。ありがとうございます。

(賛成7名、反対2名)

判断がつかないはないということで、会といたしましては、この確保方策につきまして

は一括承認されましたので、この市の方法で進めていっていただきたいというふうに思いますが、これまでのご意見があったように、こういったお話をしっかりと今後の市政に反映した形で進めていきたいというふうに思っております。

予定の時間を少し過ぎておりますけれども、どうしてもこの素案に関しましてはやらなければいけないので、もし皆さんがよろしければ少しお時間をいただくことでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

#### 4 東久留米市子ども・子育て支援事業計画（素案）について

##### ・会長

それでは、資料2、次第4の事業計画（素案）について、事務局、説明をお願いいたします。

##### ・事務局

それでは、第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画（素案）について、説明をさせていただきます。本計画については、これまでに第1期の子ども・子育て支援事業計画をベースにした第2期計画の「骨子案」を資料として配付して参りました。なお、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたっては、国から「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」が公表されており、5年前に策定された第1期事業計画作成も、その指針に基づいて策定されております。第2期の支援事業計画策定にあたりましては、第1期計画策定の際に示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」をベースにしなが、更に国からこの基本指針について改正が行われましたので、その改正内容を反映し、第2期の計画を策定いたしました。

なお、国から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」の主な改正内容でございますが、「幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴う変更点。次に、「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う、特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策や放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組みなど、市町村子ども子育て支援事業計画へ盛り込むべき内容の追記。次に、障害児施策の充実等として、日常生活を営むために医療を要する状態にある子ども（医療的ケア児）が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、総合的な支援体制の構築に向けた追記。次に、児童福祉法改正等を受けて、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解を広める取り組みや、児童虐待の発生予防・早期発見のために、妊婦や産後の初期段階における母子に対する支援や、相談窓口の周知・徹底を含めた、相談・支援につながりやすい仕組みづくり、孤立した子育てによって虐待につながることはないよう、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業等の利用促進などを通じた、子育て支援サービス等の地域資源の充実を図る取り組みなどの、児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記、となっております。

この指針の改正を踏まえまして、第2期計画で更新した点としまして、まず、幼児教育・保育の無償化の実施に伴う更新となります。資料2の5ページをご覧ください。第1章の項目番号4「子ども・子育て支援制度の概要」の部分となります。幼児教育・保育の無償化実施に当たり、新たに幼稚園や認可外保育施設等を利用する方が無償化の対象となる「子育てのための施設等利用給付制度」が創設されましたので、その制度についての説明を追

記いたしました。また、7ページの中段、「施設等利用給付対象施設」では、この給付制度の対象施設についての説明を記載しております。更に、10ページになります。上段にはこの新たな給付制度の認定区分について表を用いた説明を追記いたしました。次に、41ページでございます。第3章の最後、項目番号6ですが、今回の指針の改正で、「子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容」という項目が追加になりましたので、「子育てのための施設等利用給付」の公平かつ適正な給付について追記をいたしました。

次に指針で新たに示されました「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う、市町村子ども子育て支援事業計画へ盛り込むべき内容に対応した更新点に関しましては、まず36ページの放課後児童健全育成事業の【今後の方向性】に今後の対応について記載しております。

次に、45ページ中段をご覧ください。(2)「特別な支援を要する子どもへの施策の充実等」という項目の【具体的な事業】として学童保育所への障害児受け入れについて取り組みを記載しております。

次に、指針に新たに示された障害児施策の充実等に関しての追記に対応した更新点でございますが、44ページ(2)「特別な支援を要する子どもへの施策の充実等」という項目で医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された専門員等の配置を推進する取り組みを記載しております。

次に、指針に新たに示された児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記に対応する更新点でございますが、まず、28ページの下段をご覧ください。(1)利用者支援に関する事業の【母子保健型】の【今後の方向性】の記載でございますが、妊婦面接を充実し、要支援家庭を妊娠早期から把握し、早期支援に結び付けることや、乳幼児の健康や育児等の相談を随時受け、個別ニーズに応じた相談・助言等を行うとともに、必要時に関係機関と連携しながら子育て支援を継続して行うことを方針として示しております。また、30ページ下段では、(4)乳児家庭全戸訪問事業の【今後の方向性】において、出産後の全ての家庭を訪問し、育児不安の軽減や虐待予防に努めていく方針が示されております。また、31ページ(5)の中段でございます。略称させていただきますが、養育支援訪問事業の【今後の方向性】では、育児不安の解消や養育技術の提供等のため、先ほど説明した母子保健活動や乳児家庭全戸訪問事業をはじめとした健康診査事業等と連携しながら支援を要する家庭の把握、支援を図ることが示されております。また、43ページになりますが、(1)児童虐待防止対策の充実の項目において、子ども家庭支援センターを中心に、福祉、医療、保健、教育等の関係機関と連携し、子ども生活環境や心身の状態等から虐待の兆候をとらえ、未然に防止するための方策や、同ページの中段、「児童虐待の発生予防・早期発見のために」という項目では、指針でも取り上げられた体罰や暴言・暴力、子どもの前での夫婦けんかなどが子どもに及ぼす悪影響やネグレクトについての周知・啓発や、この項目の4つ目の○にあります、相談窓口の周知を含めた、相談・支援につながりやすい仕組みの整備などの指針に新たに示された児童虐待防止対策の方策を示しております。

以上が「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」の改正に準じて第2期の計画を更新した主な内容でございます。

次に、一点、今後変更があり得る箇所がございますので、そちらについてご説明をさせていただきます。一番初めの1ページ目でございます。(1) 子ども・子育てをめぐる動きについてをご覧ください。この項目では、国が発表している我が国の平成30年度の出生数等を記載しておりますが、国よりこの数字に変更があり得るという情報提供がございました。よって、この章に記載の数字は国から確定値が発表され次第、更新をすることとさせていただきます。1ページの中段にある注釈では、そのことを説明をさせていただいております。

最後に、24ページの第3章「基本事項」では、これまでにご議論をいただいた幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業(13事業)の令和2年度から6年度までの量の見込み、確保方策を記載しております。また、確保方策を踏まえた今後の方向性についても記載をしております。なお、第3章26ページの幼児教育・保育の確保方策を記載している箇所がございますが、先ほどの確保方策の説明資料では「確認を受けない幼稚園」と表示していた箇所を「従来制度幼稚園」という表記に文言整理をしております。確保の数字の中身に関しては変わりありません。

第2期子ども・子育て支援事業計画(素案)の説明は以上でございます。なお、24ページに、パブリックコメント版では、東久留米市子育て関連施設を分かりやすいように加えたいと考えているところでございます。また、逆に52ページ以降の資料編以降につきましては、省略をされた形でパブリックコメントに付すことを考えているところでございます。説明は以上でございます。

・会長

はい、ありがとうございます。事務局からご説明をいただきました。お時間のほうも9時20分を回っております。皆さんにおかれましては大変恐縮でございますが、ここまでの説明の中で、何か疑問に思った点等ございますでしょうか。はい、どうぞ。

・委員

提案があります。二つです。一つは学童、一つは保育について、それぞれの今後の方向性のところで追加の記述をお願いしたいということです。まず、学童の部分、36ページですが、ここに追加をしてほしいという提案です。追加してほしい記述というのは、文言上はもっと整理したものがあるかもしれませんが、結論でいくと、児童の安全確保などの観点から、民間委託を伴っても、児童当たりの職員数はこれまでと変えない。そういった趣旨の内容を書き込んでもらえないかというのが提案です。なぜか、説明させてもらいます。

・会長

もしよろしければ、なぜかの前にもう既に可能かどうかご判断できるでしょうかね。どうですか。説明をいただいたほうがよろしいですか。それとも、説明の上でご判断できますか。

・委員

説明しないで入れるということであれば、別にもうそれでいいですけど。

・会長

説明いただけますか。お願いします。

・委員

本当は、私は学童のことで、色々な要望、ここに書いてほしいことがいくつもあるんですけど、一つだけに絞りました。先ほども質問させていただきましたけれども、市は民間委託によって、児童当たりの職員数が減るという方針です。で、この間のパブリックコメントでも、この配置基準が減るということついて、81人中の22件と一番多かったですし、私自身、地元の学童の説明会に行きましたけど、出て一番強い意見、15人に1人の先生が20人に1人に減ると。これはサービス低下ってお父さんがおっしゃってましたよね。強くおっしゃってました。やっぱり、これが保護者の一番強い心配なんです。なんでこんなに心配するかということなんですけど、私、自分の長男が通う学童で、2年前に父母会長をやっていたんです。で、大きな問題になったのが、帰宅時の児童の安全の問題です。夕方に、児童が皆帰る訳ですね。二小の前の狭い通りを通過して帰ることになる。すごく狭いんですけど、車がいっぱい通るんです。だから危ないんです。だけど、安全な、ここから通れば歩道があるところから通れるというところがあるんですけど、そこから通れるようにしてほしいとお願いしても、できないと言われてたんです。なぜか。職員が足りないから、あちこちで帰すことはできないと。だから、子どもは職員が足りないために、歩道がない狭いところを、車がバンバン通るところを、夜、暗いところを帰ってるんです。想像していただきたいんですけど、1年生、2年生、もう飛び出しちゃうんですよ。バーンて。そういうのが普通なんです。毎日、日常でそういうことが起きて、それが夜。もう本当に事故が起きないかすごく心配で、先生たちもちろん心配。だけど、先生たちは心配でも対応できない。人がいないから。で、私が心配するのは、これがまた、これ以上これから職員が減るということになったら、一層危険にならないかと。市の学童父母会の連合会調べによると、既にこれまでのほかの学童でもこれまでやっていた帰りの先生の見送りをあちこちで簡略化されています。あまりいちいち言うの大変ですから省略しますけど、柳窪学童でも中央学童でも下里学童でも、今まではこうしてたけど、職員対応の関係で簡略されて、ここまでしか見送りしませんということが行われています。で、当然のことですけど、集団で下校している時に交通事故が起きると、多くの児童が一挙に危険に晒されると大変なことになるんです。今、現状でも職員が足りないのに、足りなくて安全な措置ができないでいると、皆心配していると。なのに、更に職員を減らすというのが今回の市の計画なんです。で、ぜひ委員の皆様にもお伝えしたいと思ったのは、これ以上学童の職員が減らされるということ、子ども・子育て会議で容認しないでほしいということなんです。子ども・子育て会議の任務って、さっきも法律の紹介がありましたけど、第3条に、子どもの健やかな成長のための適切な環境が等しく確保されるということが市町村の責務になっています。健やかな成長の前提は安全確保です。そこで提案したいのが、先ほど申し上げたように、せめて、児童の安全確保等の観点から、民間委託を伴っても児童当たり

の職員数はこれまでと変えない。これはね、本当は私は増やしてほしいと思ってるんですよ。増やさないと私の学童のところは対応できないんです。だけど、今、減らそうと言ってるんだから、せめてこれ以上減らさないという趣旨の内容を書き込んでもらえないかと。表現ぶりについては、これはもうなんかこういう文書に適切じゃないとなれば、色々直してもらうのはいいですけど、とにかく趣旨としてはこれ以上減らさないでほしいと。子どもが危険になるということが前提の計画にはしないでほしいということです。

もう一つは、保育園のことで。保育園のところでも、同じように今後の方向性を書くところがあります。そこに是非書き込んでいただきたいという趣旨の中身というのは、先ほど〇〇委員のお話があったように、東久留米市は他の市に比べて極端に少ない量の見込みを前提にした確保方策、つまり確保方策を減らしても大丈夫という対策になっているんですけど、それだと待機児童が出る事態になるという危険がある。で、私たちとしては待機児童が出ることをよしとしない訳ですから、もし待機児童が出るような事態になれば、確保方策を見直して、既存の施設の募集を継続するなどに対応するとか、待機児童が出ないようにするんだと、この量の見込み、確保方策で考えているんだけど、もしうまくいかなかった時でも対応すると、そういう趣旨の一文を、例えば既存の施設の募集継続、今、廃園しようという保育園がありますから、そういうところを利用するんだとか、活用するんだとか、確保方策を見直すんだとか、そういう趣旨の中身を入れることはできないんでしょうかという提案です。

・会長

二点、ございましたけれども、市のほうからは何かご意見ございますでしょうか。

・委員

学童の先生が足りないというのは、前から話題に上っていることなんですけれども、帰りの途中が危ないということで、〇〇委員がおっしゃってまして、先生がたくさんいれば、そうやってくださるのは安心だとは思いますが、それとともに、やっぱり親御さんがお子さんに、飛び出したら危ないんだよっていうことをしっかり教えなきゃいけないんじゃないかなって。

(「それとこれは話が別でしょ。」の声あり)

・委員

やっぱり自分の子どもの命は親が守らなきゃいけないし、先生に頼らなきゃいけないところもあると思いますけれども、足りない部分は親が補っていかないといけないかなっていうふうに思いました。まあお子さんも色々いらっしゃいますので、言っても聞かない子もいるとは思いますが、親の教育というのもすごく大事なんじゃないかなというふうに思いました。

・会長

貴重な意見をありがとうございます。

・委員

もちろん、車のほうから突っ込んでくる場合がありますから、飛び出す時だけ危険なのではなくて、普通に歩道がないところを通って帰ってくる。普通に車が、普通に大きいトラックが通ればそのまま轢かれちゃうんです。私が心配しているのは、親が言えば大丈夫ということではなくて、もうすでに危険であることは市も把握しているし、そのために色々対応してもらっているんです。

・委員

ポールを立てましたよね。

・委員

ポールを立てたり、色々対応してもらってるんです。本当に危ないんです。なのに、職員が足りないということで対応できない。職員の人も心配しているんです。皆、心配して大変だと分かっている。学校の先生にもお願いして、学校の先生も心配だと分かっている。飛び出すというのは例として挙げましたけれども、飛び出すから危ないんじゃないんです。普通に帰ったって、車はぶつかってくるんです。

・会長

〇〇委員、少し落ち着いてください。

・委員

だから、命に関わることなので提案してるんです。子どもの教育をちゃんとやれば解決するというものじゃないんです。したって事故は起きるんですよ。

・委員

100%そういうふうには言っておりませんし、あちこちで登下校の途中に車が突っ込んでっていう事故も本当に最近多いので、まあそれは運転者のことですよね。こちら側が十分気を付けていたって事故には遭ってしまうということなので、それは私もそう思います。

・委員

先生がいれば対応できるっていう。

・委員

でも、先生がいても、車が突っ込んできてしまったら…。

・委員

見守りができるんです。

・委員

今、〇〇委員がおっしゃったのは、家庭の教育をしっかりしましよっていう話じゃな

いですか。それは別に誰も異論はないと思うんですよね。それをした上で、先生をもっと確保した方が安全が確保されますよっていう話だと思っんですよね。だから、そもそも子どもに対してそういう話をしましょうというのは、言いすぎて言いすぎるものではないし、十分されてるものだと思うんですよ。その上で、今、先生を減らさないでほしいということをこの会の意見として載せられませんかということを行っている訳ですよね。で、僕の理解は、〇〇委員は学童の先生が減っても仕方ないと理解されているってということなんですか。あるいは、〇〇委員がおっしゃった、学童の先生の数を減らさないでほしいということに対しては、減ってもやむなしという考えなんですか。

・委員

増えたらいいとは思いますがけれども。

・委員

減らさないでと言ってるんです。

・委員

すみません、同じ意味ですけども、たくさん先生がいれば、それが一番いいとは思いますがけれども、最善の策を市が今の市の現状の中で提案していると思っています。

・委員

私は少なくとも、〇〇委員のおっしゃった前半の部分には全く同感で、児童の安全確保の観点ということは、学校教育においても、もちろん学童においても、それは市民の中に絶対に必要だということについて異論を挟む人はいないと思うんです。なので、前半のところについては全く賛同していて、児童の安全確保の観点を十分に持つという追記については、はっきりと賛成の気持ちです。ただ、職員を、今、減らさないという表現をされたんですけども、ここで私が一点残念だなと思うのは、今はプロポーザルの最中なので、どうなってるかの中身が見えないっていうところも気になってるんですけど、そこについては職員を今と同じか、できれば先ほどもおっしゃったように増えればベストだと思うんですけども、そういった思いはあるけれども、それを素案のほうに記載するかどうかにについてはほかの皆さんの意見を聞いた上で決めたいなと思います。でも、繰り返しますけれども、児童の安全確保の観点を十分に持つべきだということの追記は、できればお願いしたいなというところについては同意です。可能であれば、言葉は別ですけども、それについては同意します。

・会長

ほかの委員からはいかがですか。〇〇委員、どうぞ。

・委員

今の〇〇委員のお話、すごくいいご意見だと思いました。〇〇委員がおっしゃることもすごくよく分かったし、〇〇委員がおっしゃることも分かるんですけども、学童クラブ

って、やっぱり東久留米はじゃあ見送りますっていうところもあるんですけども、ほかのところは一切見送らないし、迎えに来てもらうという学童クラブもあるんですよ。ですから、色んな学童クラブがある中で、東久留米は学童クラブとして帰りの道を一応見守りますよということをおっしゃってくれてる訳です。で、学童クラブの立地によっても、危ないところもあればそうでないところもあるということもあろうかと思います。ですから、これは〇〇委員がおっしゃったように、職員がしっかり数がいるから安全が担保できるとか、そうではないからできないという問題ではないということなので、そういった意味では、安全を十分に保つべきであるということ、意見としてここに載せるということはずごくいいというふうに思いますが、そこに対して、職員の数を減らさないということは、縛りを付けるという感じですよ、悪く言えば。だから、それはやっぱりそういうことをしたからといって、じゃあ絶対に安全だということはいい切れないという部分がありますので、そこに関しては、今、プロポーザルの途中だということなので、そういうことを言われると、ちょっと私たちはやりませんよなんていう業者がもし万が一いたとすると、ここからの選定なんかにも差し障りが出てくるのではないかなということをおもいます。

#### ・副会長

今の〇〇委員のお話の中にあつたように、安全という部分はとてもいいと思うし、多角的にもうちょっと考えなければいけないとは私は思うので、そのところは賛成です。で、一つ分からなかったのは、保育園のところなんですけれども、保育園の待機児童の説明がありましたよね。待機児童が生じた場合には、既存の施設で対応するっていうことはどういう意味ですかね。

#### ・委員

今のままでいけば、しんかわ保育園が1歳児募集が来年からは募集がなくなりますよね。でも、先生は足りている、場所もあるという。実際に募集をすれば入れる施設があるんだから、そういう既存の施設を活用、募集すれば、15人の枠がありますし、大丈夫ですねと。そういうことです。

#### ・会長

ほかの委員の皆様、お時間のほうも9時40分を回っているところでございます。いかがでしょうか。はい、〇〇委員、どうぞ。

#### ・委員

まず、学童の話から申し上げますと、当然安全の話はあるじゃないですか。それで、先生の数が維持できた、あるいは増えたからといって安全が確保できると言い切れるわけではない。それは当然ですよ。だけど、少なくとも先生の数が多いうほうがより安全性を高めることができると思うんですよ。で、〇〇委員も〇〇委員も、できれば先生は減らさないほうがいいとおっしゃったじゃないですか。であれば、この会の総意としては、書き方は色々あるんでしょうけれども、先生が減らないほうがいいっていう提案はできるんじゃないですかね。そこに対して別にあえて反論する方はそんなにいらっしやなかった

と理解したんですけれども。というのが一点目と、あと、この子ども・子育て支援事業計画（素案）ってあるじゃないですか。で、これ、保育園が載っている 24 ページから 27 ページを見てるんですけれども、これ、確保方策の数字が載ってるんですよ。その数字と、この数字がどうやって算出されましたかみたいな説明が載ってて、これ、何が違うんですか。これ、子ども・子育て支援事業計画って書いてあるけれども、確保方策の数字をまたここに載せてるというふうには見えなくて、そもそもどういう内容で、この子ども・子育て支援事業をやっていくんですか。さっき〇〇委員の話もありましたが、どういう質でこの子ども・子育て計画を作っていくんですかみたいな議論ってどこでされるんですか。つまり、ここの 24 ページから 27 ページを読む限り、今まで私たちが議論してきたこの資料があるじゃないですか、確保方策（案）、これとなんら変わりはなく、私たちはこの資料の何を判断しようとしてるんですか。子ども・子育て支援事業計画とあって、数字がこうなりました。で、その数字に対して、質の話をするんだらうと僕はずっと思ってるんですけれども、結局、数の算出方法の説明と算出結果の説明しかされてなくて、この子ども・子育て支援事業計画を、保育園に限って言うと、どういう議論を求められているのかというのがいまいち分からないんですね。

・会長

事務局、どうぞ。

・事務局

学童の職員の体制につきましてはですね…。

・委員

じゃなくて、僕が聞いたのは、学童の先生を減らさないでくださいっていう要望を載せることを理解して皆さんどうですかっていう意見をまず聞いたらいいいんじゃないですかっていうことです。

・事務局

意見を言わせてもらえないんでしょうか。

・会長

じゃあ、まず最初に、どうぞ。

・事務局

まず、学童の職員体制につきましては、支援単位 40 名に対して 2 人の職員という形の国の基準がございますし、市の条例でもそういった基準を定めておりますので、それに基づきまして職員の配置の方は行っていきますので、これまでと変わらないとかそういった記載をここですするという考えはございません。また、安全性というところに関しましても、国が策定した放課後学童クラブ運営指針を遵守するというところで、育成支援の質を確保するといったことでそういったものも担保されるというふうに考えておりますので、新たに

そういったことを記載するといったことは考えていないところでございます。以上でございます。

・会長

〇〇委員から二つあったと思うんですけども、一つはそのケースで、もう一つは既存を利用してっていう話。

・事務局

保育園のほうについてでございます。まず、今後の方向性のところに書き込めないかということでご提案をいただいたところでございます。保育のほうに関しましては、基本的に今後の方向性のところに書かせていただいているとおりでございます。量の見込みを上回る確保方策を確保するために、新たに小規模保育園を開設するように努めております。それにおいて、また、企業主導型保育施設の地域枠といったものもありまして、確保できる見込みとなっておりますので、そういったことを記述するということは考えておりません。それから、〇〇委員のほうからあったご質問につきましては、国のほうで記載事項が定められておりまして、その中に量の見込みと確保方策をこの事業計画のほうに落とし込みなさいというところがございますので、ここに落とし込むためにこれまで数字についてご議論をいただいていたということでございます。以上でございます。

・会長

ご理解いただいているでしょうか。ほかの委員の皆さん、いかがですか。〇〇委員、今の市側の説明を含めていかがでしょうか。

・委員

もしかすると議論が少し戻ってしまうかもしれないんですけども、私も先ほど来、〇〇委員がおっしゃっていた、安全性というところで職員を確保していきたいんだっていう姿勢というのを示していただきたいっていうのはあるのかなっていうふうに思っているんですね。〇〇委員のそういうご意見に賛同される方って、市民の中にも多いだろうと思っています。ただ、この素案にその文言を入れるというのは日程的に間に合うのかなっていうのが一方ではあって、これは私の率直な感想なんですけれども、プロポーザルをこれからしていく訳で、市民の方の率直なご意見を伺う中で、こういった意見も出てくるのかなと思うので、それも踏まえて、少しやはり書き足すとか、あるいは先ほど市のほうからご説明があって、基本的にはやっぱり国の基準とか安全の最低限のラインというのは絶対に決まっているので、そこは当然確保していくというのは当たり前だと思うんですけども、それも踏まえて徹底を図っていきますとか、東久留米市としての姿勢みたいなものが伝わるような文言をここに書いていただくっていうのは、縛りっていうよりも理想として求めていく姿っていうところを書き添えていただくことができるのであれば、それはプロポーザルを踏まえた上で意見として入れていただければいいのかなと感じたところではあります。

・会長

ありがとうございます。〇〇委員、何か。

・委員

〇〇委員が今、おっしゃったこととほとんど同じなんですけれども、私、この文章を読んでいて、法律用語ではないので、もう少し人間味というか、あたたかみがあってもいいのかなという感じはします。ただ、文章の持つ資質みたいなものもあると思うので、どこまでそれを入れられるかっていうのは難しいかもしれないんですけれども、特にやっぱり子育て、子どものことに関してなので、読んで「市はこういう姿勢で向かっているんだな」ということがなんとなく分かるような、それを、例えば民間委託になって、受ける事業者もそれを読めば「俺たちもこういうふうにやらなきゃいけないんだな」という、理想になりますけど、そういう文章ができれば理想だなという感想は持ちました。

・会長

ほかに委員の皆様から、何かご意見ございますか。〇〇委員、どうぞ。

・委員

今の事務局の話でいくと、さっき〇〇委員がおっしゃったような、危険防止についての記述すら入れないということだということですか。一切、あらゆる記述はダメだということになると、ここで議論したって、全部無理ですっていう話だったら、会議をやる意味がないんじゃないかと思うんですけど、どういう趣旨なんですか。あらゆる修正はもうできないという方針なんですか。

・委員

私自身は、本日の冒頭に〇〇委員もおっしゃっていたように、委員会として意見をまとめていくっていうことをすごく重要だという趣旨の発言をされたと思うんですね。私も全く同意です。ここで事務局に答えを求めちゃうと、委員会としてはやっぱり安全・安心に関わる部分について記述してほしいという思いを持ったんだというところを説明で終わっちゃったということにするのはとてももったいないと思っているんです。なので、質問の形で投げるのではなくて、私たち委員としてはやっぱり安全・安心というものをとても重要視しているんだという、そこの部分の確認で、あとは、委員会としてはそういう考えなんだということを表明するということにしたほうが、委員会の立場が明らかになのかなと考えたんですけれども、どうでしょうかと皆さんに伺いたいです。

・委員

そのとおりで、付け加えると、安全確保が大事です、が前提であるじゃないですか。それに異論はないんですよ。それに先生の数が影響する、あるいはする可能性が高いということも、皆さんの意見としては、少なくとも発言された方はそういう旨の発言をされたじゃないですか。だから、その安全を確保しなければいけない。で、そのプロポーザルとの関係でもおっしゃってましたけど、プロポーザルを決めてる最中だからこそ、その一つ

の判断基準の中に先生の数が大事なんだよっていうことを入れられる余地があると僕は思っているんですね。なので、この子ども・子育て会議としては、今、まさに選定されようとしている企業に対して、先生の数に対する注目度が高いよと、そこは重要視されるべきなんじゃないかなっていうメッセージを発する必要があるんじゃないかなと思っていますよ。ですから結論としては、安全確保はもちろん大事です。で、その一つの手段として、先生の数が大きく影響することが考えられるので、その点についても、先生の数を減らさないでくださいってというのは絶対僕も思いますけれども、もしそこが折り合いがつかないのなら、先生の数が安全確保に対して大きな影響を与えるということ載せてもいいんじゃないですか。皆さん、どうですか。

・会長

いかがでしょうか。お時間も、ということもあるんですけども、おそらく前段は、皆さん、この会としては異論はないと思うんです。なので、文言につきましては、できれば、私の案ですけど、ご同意いただければ、安全管理について十分な供給体制をしっかりと確保していくと、いう…。安全を確保できる体制整備をしていくと、こういうことですね。先生というよりも、まず先生だけの問題ではないと。先生を増やすことだけじゃなくて、安全を全体としてしっかりとしていくという。このあたりは、書きぶり等に関しましては、また市のほうの考えもあるかというふうに思いますので。はい、どうぞ。

・委員

二小のところなんですけれども、私も何十年も前から歩道を作ってくれと、二小のところの中でもいいので、歩道を作ってくださいということをお願いしているんですね。でも、できないっていう市の返答なんです。その先生の確保が難しいのであれば、歩道を作るとか、そういうところで安全を確保するように方向付けを持っていったらいいのではないかと。私も道も通るし、車もそこを通ったりすると、飛び出てくるんですよ、本当に。子どもにいくら「コラッ」って怒鳴ったって飛び出る子は出るので、それはもうしょうがないんですね。だから、そうだったら、もう本当に中に歩道を作ってあげるとか、そういう安全の、先生が無理だというなら、そういうところから少しずつ対策をとっていきべきではないのかなと思います。

・会長

ありがとうございます。先ほど申し上げたとおり、安全を確保する方策については色々あると思うんです。それは優先順位の問題だと思いますし、人の命が関わっていることですので、それを誰しもがしないがしろにすることを思っていることではないと思うので、会としては先ほど私が申し上げた通り、もちろん〇〇委員の思いからすると、具体個別に先生の数を増やしてくれというお気持ちも分かりますけれども、一方でこういった道を作るということも安全対策の一つではあるので、そういう全体を俯瞰した中で安全、安全管理の整備に努めていくというような形で書けないかということのを会で提案するということがいかがでしょうか。はい、〇〇委員どうぞ。

・委員

たぶん、皆さんご理解いただいているので、私が誤解しているだけかもしれないんですけども、念のためですけど、一応確認として申し上げたいのは、私が申し上げているのは、先生を減らさないということです。本当は増やしたほうがいいですよ。増やさないとならば対応できない。だから、本当は増やしてほしいんですけども、今、事務局がおっしゃったように、国の基準だから40人に2人にするんだというお話がありましたよね。今は15人に1人な訳ですよ。だから、今、事務局がおっしゃったように、プロポーザルとか色々ありますけれども、結局、市の方針としてはもう減らすという方針なんです。だから、今でさえ危険なのに、これ以上減らすということ子ども・子育て会議で容認していいんですかっていうことを提案しているんです。だから、職員これまでどおりとか、今、直営のところで行っている体制をそのまま今後もずっと維持してほしいと。民間になるところも含めて、今後、市全体として今まで決めていた15人に1人という、それを維持してほしいと、そういう提案をしているんです。もちろん、折り合いのところ色々変わるかもしれませんが、ただ、私の提案の趣旨というのはそういう趣旨なんです。

・委員

僕も職員の数に言及したほうがいいと思っているのは、これ、保育園のほうなんですけれども、保育園のほうに先に規制緩和が進んだんですよ。で、規制緩和が進んだ後に、保育園における死亡事故って激増しているんですよ。それは別に職員の数が減ったとかだけが理由じゃないんですけども、規制緩和がなされた時に事故が起きる確率とか件数って増えてるんですよ。この点を考えた時に、保育士、一人当たりの保育士の数も変わってるし、面積当たりの人数も増えてるし、規制緩和によって数は救えたけれども、最悪の事故に至るケースって増えてるじゃないですか。だから、私は委員の意見、もちろん、〇〇委員の話も、僕も子どもが通っているので分かるんですけど、職員の数に対しての、きちんとした私たちの見解なり、意見を申し伝えて、それを載せてくださいってここで結論を出すことって大事なんじゃないですかね。誰もが職員の数を減らさないでほしいと思ってる訳ですよ。減らしていいとは思ってない訳ですよ。であれば、減らさないでほしいということを伝えるということに、どうしてそんなに抵抗が皆さんあるんですか。

・会長

ご意見がある方、いらっしゃいますか。

・委員

それまでの実績に対して国の基準に一気に下げるんじゃなくて、例えば段階的に下げるとかもある訳じゃないですか。色んなやり方があると思うんですよ。事故が起きてからでは遅いじゃないですか。それはさっき〇〇さんがおっしゃったように、先生の数が多、少ないで決まる訳じゃないかもしれないけれども、先生の数が多のほうが子どもの安全を守れることは絶対確かですよ。

・委員

減らしたら危ないと思うんですよね。維持しててもどうなのか分からないけど、減らすってというのは危険が高まるのは明らかだと思う。もちろん、落ち着き具合は色々ある。会長の手腕で。ちょっと私が同意できないところもあるかもしれないけれども。そこをちょっとうまく落としどころを作ってほしいんですよね。一般的な安全っていうだけじゃなくて、職員が減るっていうことに今、直面してる。それを子ども・子育て会議で、いいんですか、それはちょっと、まずいんじゃないのっていうメッセージっていうのは大事じゃないかなと。うまくできませんか。

・会長

一つその…。

・委員

小学校の現場でもあると思うんですよね。

・会長

ちょっと待ってください。

・委員

クラスあたりの、先生一人あたりの人数とかあるじゃないですか。

・会長

〇〇委員、〇〇委員、発言をさせてください。

・委員

…大人一人当たりがさばける人数って決まってるんですよね。

・会長

〇〇委員、〇〇委員、二回目ですよ、注意。

・会長

いずれにしても、皆さんからのご意見は命の問題ということ、昨今起こっている事件・事故に関しても十分ご理解しているし、何よりも重いものという、その部分はもう皆さん変わらないことだというふうに思います。なので、その点については、この会議では間違いなく皆さんご理解いただいたし、その方向だということです。で、書きぶりに関しましては、もし許されるのであれば、許されない方もいらっしゃるかもしれないですけども、私と副会長と事務局含めて、今の皆さんのご意見をお聞きした上で、書きぶりを決めさせていただけないかと。

・委員

どう書くんですか。

・会長

これからそれはお話ししますけど。

・委員

それはさっきから後退してますよね。さっきはこういうことを書きますよと提案しておいて…。

・会長

だから、先ほど申し上げたことを書くという前提で…。

・委員

任せるかどうかの判断は、どういう書き方になるかによるじゃないですか。だったらその中にどうして〇〇さんを入れないんですか。学童の当事者ですよ。僕も保育園で書きたいことがあるんで。それはちょっと後で言いますけれども。それは、事務局としてなんで当事者を入れないんですか。

・会長

皆さんはいかがでしょうか。

・委員

代表して来てる訳じゃないですか。〇〇委員は学童の保護者に、戻って説明をする訳ですよ。で、話して決めるんだったら、どうして〇〇さんの意見がそこに反映されるように、直接入れないんですか。

・委員

あと、〇〇さんもどうですか、経験者だから。一緒に。

・会長

〇〇委員、どうぞ。

・委員

会の代表である会長と副会長が市の方とお話しをするというふうに言っていますので、今、私たちはこの場で意見を会長と副会長に委ねたというふうに捉えています。で、〇〇委員がじゃあそこに入りますと言ったところで、今の話をずっと最初から聞いていて、歩み寄れるところがどこかにあるのかっていうことなんですよ。ですから、これが平行線で行くんだったら、今、この場でやっても後でお話しをされても、たぶん同じ結果だと思われま。ですから、先ほど事務局からのご説明の中にあつたように、放課後児童ク

ラブ運営方針というものに遵守するという事の中には、安全を確保するという事も含まれているので、ここに載せる予定はないんですよっていう事をおっしゃっていたので、我々としてはこれをそういうふう読み解くっていう事であるというふうには私は理解したんですね。そこに、あえて安全という言葉を入れる、あるいは職員の数を減らさないという事を入れるっていうのは、非常に重複するようなところもあるし、難しいのかなというふうな事を思いました。そういう意味で、会長からの提案で、じゃあ会長と副会長と市のほうでもう一回ちょっと相談をして、文言を練り直してみましようとおっしゃっているんで、私もそれで委ねたいというふうには思っています。

・会長

皆さん、いかがでしょうか。〇〇委員、どうぞ。

・委員

私も今、〇〇委員の意見を聞いて、書いたほうがいいんじゃないですかという発言を、先ほどはした訳ですけども、重なる部分があるという説明を聞いて、なるほどそれならば〇〇委員の意見に傾くなという感想を持ちました。

・会長

今、もう時間が10時を過ぎてしまって本当に申し訳ないんですけども。〇〇委員がおっしゃる事に関しては、皆さん、くどいんですけど、安全管理の部分については異論はないというところも承知しておりますし、先生の話が議題に上がったということもこの会議で議事録にちゃんと残っておりますので、発言が決して無駄になるということは私は考えておりません。なので、できればこの件に関しましては、先ほど申し上げているとおり、私と副会長と市のほうで、文言に関して一任をさせていただきたいというふうには思うんですけども、賛成の方、手を挙げていただけますでしょうか。

(賛成7名)

ありがとうございます。どこまで期待に沿えるか分かりませんが、今、この皆さんの中で議論していただいたことに、極力寄り添えるような形を市と詰めていきたいというふうには思っておりますので、この件に関しては何卒ご理解いただきたいというふうに思います。はい、〇〇委員、どうぞ。

・委員

先ほど私が配付した資料にあったんですけども、待機児童ってなくならないじゃないですか。実績として減ってきてはいるものの、残っているじゃないですか。25ページを見ていただくと、確保できますって書いてありますよね。で、実際に確保できなかった時にどうするんですかっていう議論がさっきから抜けていて、学童の教室を借ります。確保できる見込みです。先生を確保できます。確保できるんですか。確保できる見込みです。その、待機児童が出ちゃった時に確保方策とか量の見込みを柔軟に見直すっていうのを、皆さん入れることに賛成していただいけませんか。待機児童が来年の4月に判明するじゃないですか。それを踏まえて、量の見込みと確保方策をもう一度見直す。それに基づいて新た

な施策を打っていく。その一つが、さっき〇〇委員がおっしゃったんだと思うんですけども、結局、待機児童がなくなりますっていう話、減らしますって、残ってるじゃないですか。残っている人たちの苦しみて、皆さん考えたことありますか？働きに行けないんですよ。働きに行けないから、保育園に申し込めないんですよ。あなた、家にいるじゃないですか。働いてないんですよ。会社とか、勤めてるところから勤務証明書ももらえないんですよ。そういう人いっぱいいるし、本当に色んなところに行って調べてたり頭を下げて入れない人は入れない訳ですよ。そういう人たちを、せめて我々子ども・子育て会議としては、一縷の望みじゃないんですけども、もし待機児童が出ている場合は量の見込みと確保方策を柔軟に見直すという文言をここに入れるように求められませんか。反対意見のある方はいらっしゃいますか。ちょっと待ってください。皆さんの意見を。

・事務局

それは会長が決めることですよね。

・委員

じゃあ会長、決めてください。僕は皆さんの意見を聞いてくださいと言ってるんです。委員のメンバーとして。

・会長

まず、その前に手を挙げているので、どうぞ。

・事務局

事務局としての考え方をご説明させていただきます。待機児童が出た時にどうするんだというお話しでございます。ニーズに基づいて算出している量の見込み、それを超える確保方策を皆様にご議論いただいてきたというのがここまでの経緯でございます。万が一、想定外の事態が起きるといようなことがあれば、それは行政の責任としてその時に対応すべきことであって、全体としてのこの計画の中に初めから書くような内容ではないというふうに事務局としては考えているところでございます。以上でございます。

・会長

今の事務局のご説明に対して、何か皆さんのほうで。

・委員

だから、僕の意見と事務局の回答ですよ。確保方策は、プランBって作るじゃないですか。こうなった時にどうするんですかって。こういう案を打ちますよって。待機児童がなくなってるならいいですよ。実績で。確保できる見込みですって、それはそのとおり、確保できたらそれはそれでいいじゃないですか。素晴らしいですよ。できなかったらどうするんですかって。それに対して、私たちは子ども・子育て会議として保活をしているお父さんやお母さんや実際に待機児童の世帯に対して、確保方策と量の見込みを柔軟に見直すというのを入れられませんか。

・会長

〇〇委員、どうぞ。

・委員

すみません、私の理解が間違っていたら言ってください。確保方策っていうのはあくまで令和2年度から5か年のものを作るということで、数を一応、ある意味コンプライトする訳ですよ。その後で、実際こうなったからいじりますっていうのであれば、根本が崩れるということ…。

・委員

だって補正してますよ。

・委員

いや、補正はしますよ。で、それを対応する訳ですよ。で、数が足りなければ民間の保育園を増やすとか、それこそ定員を増やしてもらおうとか。色んな手はあると思うんですね。確保方策を柔軟に見直すという文言を入れてしまったら、確保方策の数が決まっていって、何も決めてませんよというのと一緒に、じゃあこの数なんてどうでもいいじゃない。その時、その時に合うように決めましょうという話になると根本が崩れるので、今の意見はちょっと違うと思います。

・会長

ほかに意見ございますか。

・副会長

すみません、最初の始まりも30分遅れちゃってるんですよ。で、今もう10時10分。申し訳ないんですが、それぞれしっかりとやっていきたいとは思いますが、やはり時間の中でちゃんと決められたことをやらないと、我々もそれぞれまた明日の仕事のこともありますし、申し訳ないんですが、家もそれぞれ近い方もいれば遠くの方もいるので、無制限にやられるのはちょっとね。時間をやっぱりきちんと決めたらそれを守るようにやっていただかないと。今、もう9時から1時間。ちょっと、そここのところを考えていただかないと、今後我々の活動というか、この会議もなかなか参加しづらくなってしまいうで、ぜひ時間だけでも目標値を決めていただいてもよろしいでしょうか。

・会長

今、副会長からそういったご意見がありましたが、同意でございます。この場所も閉めなければいけないというところもありますので、今、10時10分でございますが、10時15分、あと5分の中で、それぞれ、そもそもとしてこのものに関しては皆様に事前に配付されておりますし、十分検討する時間があったところでございます。ですので、この素案をパブリックコメントにのせるためには、この素案を確定しなければいけないということは、今日最初からお話ししていることであります。むしろ、この内容を把握して、今日この席

に来ていただいているという理解であります。その上で、二つご提案があった、一つは学童の、具体的に〇〇委員のほうからご提案があったものに対しては私と副会長のほうで事務局とご相談をさせていただくということで決着がつけました。もう一つの、〇〇委員からの件に関しましては、今、〇〇委員からお話しがあったとおりでございます。そこについて、皆さんに再度ご意見をお聞きして、この追記の部分についての判断を仰ぎたいというふうに思います。先ほども、反対、賛成、どちらでもないという、三つというご提案がありましたので、その点についての最終的なご判断を皆さんに仰ぎたいと思います。で、その上で、この素案そのものについての最終的な結論を皆さんからご判断いただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

・委員

私のは決を取ってもらえないんですか。

・会長

今から取ります。では…

・委員

数字を柔軟に見直すって、当たり前に行っていることだと思うんですね。確かに、確保方策を決めました。それが、年度が替わって実績が出た時に、実績がこうなっちゃったねってなった時に、その確保方策を修正することってというのはそんなにいけないことなんですか。前提が違っちゃってる訳じゃないですか。その違った前提に基づいて大きな数字を動いていくのって、どんどんどんどんその差分が大きくなっていく訳ですよ。先ほど見ていたように、この資料で見たら、東久留米の量の見込みの動きってすごいんですよ。他の近隣の市に比べてもものすごい数字で落ちていて、この数字に基づいて確保方策が出ている訳じゃないですか。その確保方策に基づいて実績が出た時に、それに柔軟に対応するということはそんなにいけないことなんですか。他の皆さん、どう思われます？

・会長

今のご意見に関しましては、先ほど確保方策で皆さんでこの数字は正しいという結論をしているので…。

・委員

違いますよ。確保方策が正しいかどうかという話じゃなくて、それが実際に待機児童という実績が出た時に、その確保方策を正しいものと理解し続けていいんですかっていうポイントを言ってるんですよ。質問が全然違いますよ。

・会長

今、委員からのご意見も含めて、皆さんに最終的に聞きしたいというふうに思います。これまで皆さんで積み上げてきたこの確保方策の中で、この数字を臨機応変に場合によって変えていくという…。

・委員

待機児童が出た実績が明らかになった時に、この確保方策と量の見込みを修正するというのを問うている訳です。臨機応変じゃなくて、実績が出た時に、その実績をどう反映するんですか。その反映先が量の見込みと確保方策じゃないんですかっていうことを言ってるんです。

・会長

そういうことですね。まず、私共のほうとしては、この素案、今スタートするこの確保方策と量の見込みについて、改めて今の意見を踏み込んで、賛成か反対かということ、それと…。

・委員

私の提案というのはもう却下された訳ですか。〇〇さんはもっと穏健な提案をされましたけど、私はもっとラディカルというか、要は待機児童が出たら確保方策を見直す。そこは一緒です。その後、既存の施設等を活用する等、そういう意図でやってほしい。そういう趣旨のことを述べた。もちろん彼はもっと穏健な現実的な提案をされてはいるんですけども、私の提案というのは、もう既存の施設を活用するか、そういうことについてはもう付議もしないということですか。

・会長

市としては、先ほど回答をお出ししているところでございますので、それについては既存の施設は使用しないと。

・委員

しないっていうことを、ここで決めて…。

・委員

だって、合議制な訳じゃないですか。市が言ったことを全部そうですって鵜呑みにしたら、合議制もなにもないじゃないですか。採ればいいじゃないですか。

・委員

既存の施設は絶対にこれから永遠に使わないということをここで合意したということなんでしょうか。

・副会長

きっとその問題っていうのは、また違うところに移っちゃうんですね。皆さん分かっているけど、民営化の問題…。

・委員

民営化ではない。

・副会長

ごめんなさい。私が先ほど聞いたのは、今の既存の施設はどう考えてるんですかって言った時に、しんかわですよ。だから、そういう施策になってくると、そこをここに文言を書くのは、私はちょっと違うと思います。公立、公営なのか、民設、民営なのかという話が、やっぱりそのところは踏み込んでいかないと、たぶん前提となっているのは、公立を民営化するのは良くないみたいな形のその、なぜかって言ったら募集人数が増えたからそうです。そのところを私はそうは思っていないので、意見が違うので、そこは載せられないのではないかなとは思っています。

・委員

私は公立が駄目だとかいいとか、そういう議論をしているのではありません。待機児童が出た時の対応で、今だって弾力化とか言って既存施設に入れることをする訳ですよ。それをやる訳でしょ。しんかわだったら丸ごとある訳ですよ。

・会長

分かりました。〇〇委員、〇〇委員…

・委員

だから、しんかわって書かなくていいから、既存の施設を活用するというところの文言はあってもいいんじゃないですか。私の心配は、〇〇さんも指摘されて、書類も出されているように、大規模に待機児童が出るような事態が今、承認されましたけれども、私たちは賛同しませんでしたよ。けど、一応決まると。決まってこれで進んだと。でも、待機児童が、近隣自治体が出るかもしれないということで。

・会長

落ち着いてください。

・委員

その時に対応として、既存の施設を使うということは文言として入れられないんですかねっていうのが私の提案なんです。先ほど言われたように、民間駄目だとかいいとか、公設がどうだとか、そういうことを議論したい訳でもないし、そういうことを変えてくれという提案でもないです。

・会長

分かりました。その上で、委員の皆様にも、改めてこの文言を入れるかどうか、挙手にて、もう約束の時間も過ぎていきますので、採りたいと思います。〇〇委員のお考えに賛同の方、挙手をお願いいたします。反対の方、お願いいたします。

(賛成2名、反対7名)

はい、ありがとうございます。

続きまして、〇〇委員の提案でございますが、数字の件でございます。説明がありまし

たけれども、私からはあえてこれ以上は言いませんけれども、〇〇委員のご提案に関して、まず賛成の方、挙手をお願いいたします。反対の方、挙手をお願いいたします。

(賛成2名、反対7名)

ありがとうございます。

最後になりますが、全て、この子ども・子育て会議の支援事業計画(素案)全体に関して、皆さんにご意見を取りたいと思います。これをもとに、パブリックコメントに反映させていくということに対して、もちろん、一部、先ほど〇〇委員のほうからお話しがあった内容については、私と副会長との相談になりますけれども、そのほかの部分については問題ないということで、賛成の方の挙手をお願いいたします。反対の方の挙手をお願いいたします。どちらともいえない方、いらっしやいませんね。

(賛成7名、反対2)

ということで、大変長くなってしまいましたけれども、子ども・子育て会議といたしましては、この素案をもってパブリックコメントに反映させていただくということで、終了させていただきたいというふうに思います。

本日は、本当に長時間に渡りまして、大変皆さんどうもありがとうございました。

・委員

次回、12月にあるじゃないですか。日にちはいつ決まるんですか。年末ですか。

## 5 その他

・会長

次に最後、その他の事項でございますが、事務局からご報告をお願いいたします。

・事務局

次回の日程などに関しては、12月下旬に開催できればと考えているところでございます。まだ具体的な日程は決まっておりません。早急に決めてご連絡するように努力いたします。議題の予定でございます。

・委員

いつまでに決まりますか。都合があるじゃないですか、年末年始だし。

・事務局

できるだけ急いで決めるようにいたしますと申し上げました。

次回の議題は、子ども・子育て支援事業計画(答申案)についてでございます。以上でございます。

・会長

それでは、長時間に渡りましたけれども…。

・委員

12月は選択肢をいくつか設けてもらって選ぶことはできないですか。候補日はこの日とこの日とこの日があって…。

・事務局

会議室の関係とか色々ありますので、こちらにご一任いただければというふうに思います。

・委員

皆さんどうですか。年末、いきなり28日に来てくださいますとかって言われると。

・会長

できるだけ、事務局のほうに早めにご連絡いただくということしか、我々のほうとしては場所も借りている立場でございますので、それ以上は。本当に大変だと思うんですけども、お仕事を調整していただくということになると思います。

6 閉会

・会長

本日、予定しておりました内容、全て終了いたしました。長時間に渡り、大変ありがとうございました。

以 上